

衆議院 外務委員会 議 録 第 三 号

平成十九年三月十六日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 山口 泰明君

理事 小野寺五典君 理事 嘉数 知賢君

理事 三原 朝彦君 理事 やまきわ大志郎君

理事 山中 燦子君 理事 長島 昭久君

理事 山口 壯君 理事 丸谷 佳織君

理事 愛知 和男君 理事 伊藤 公介君

理事 宇野 治君 理事 小野 次郎君

理事 木原 稔君 理事 河野 太郎君

理事 高村 正彦君 理事 篠田 陽介君

理事 新藤 義孝君 理事 鈴木 肇祐君

理事 林 潤君 理事 広津 素子君

理事 松島みどり君 理事 三ッ矢憲生君

理事 山内 康一君 理事 後藤 斎君

理事 笹木 竜三君 理事 田中眞紀子君

理事 長妻 昭君 理事 細野 豪志君

理事 前原 誠司君 理事 東 順治君

理事 笠井 亮君 理事 照屋 寛徳君

外務大臣

外務副大臣

外務大臣政務官

政府参考人
(外務省大臣官房長)

政府参考人
(外務省大臣官房参事官)

政府参考人
(外務省大臣官房参事官)

政府参考人
(外務省北米局長)

政府参考人
(外務省国際法局長)

政府参考人
(財務省理財局次長)

政府参考人
(防衛施設庁長官)

政府参考人
(防衛施設庁長官)

政府参考人
(防衛施設庁長官)

政府参考人
(防衛施設庁長官)

政府参考人
(防衛施設庁長官)

政府参考人
(防衛施設庁長官)

政府参考人
(防衛施設庁長官)

政府参考人
(防衛施設庁長官)

政府参考人
(防衛施設庁長官)

政府参考人
(防衛施設庁長官)

外務委員会専門員

前田 光政君

委員の異動

三月十六日

辞任 猪口 邦子君

三ッ矢憲生君

田中眞紀子君

笠 浩史君

同日 辞任 林 潤君

同日 辞任 廣津 素子君

同日 辞任 後藤 斎君

同日 辞任 細野 豪志君

同日 辞任 木原 稔君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

同日 辞任 猪口 邦子君

一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房長塩尻孝二郎君、大臣官房審議官佐渡島志郎君、大臣官房参事官菅沼健一君、北米局長西宮伸一君、国際法局長小松一郎君、財務省理財局次長藤岡博君、防衛施設庁長官北原巖男君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。丸谷佳織さん。

○丸谷委員 おはようございます。公明党の丸谷佳織でございます。

まず、今日の議題について申し上げます。在外公館名称位置給与法の改正案について質問をさせていただきます。

今回の法改正によりまして、在モナコ、在モンテネグロの日本国大使館が新設をされるということになります。大使館の新設とはいっても、当面、モナコの大使館は在フランス大使館の兼館でございまして、また在モンテネグロ大使館に關しては在セルビア大使館の兼館であるということと、すぐさま実館が開設されるというわけではございません。財政的な問題ですとかあるいは人材の確保等、大使館実館としての開設に当たっているところとまだ解決しなければいけない問題はあるのかと思っております。基本的には、日・モナコ、日・モンテネグロの關係の強化におきましては非常に有益なことと存じております。

これに關しまして、兼館になったその理由について御説明をしていただくとともに、将来的に実館ということを考えていく必要もあると思っております。その方向性、方針について伺いをいたします。

○岩屋副大臣 ただいま丸谷先生から御指摘がありましたように、昨年の十二月に我が国がモナコと新たに外交關係を開設しました。また、昨年の七月には、セルビア・モンテネグロからモンテネグロが独立をしたということで、大使館の新設をお願いしておりますのでございますが、正直申し上げまして、財政上の制約等がございますので、直ちに実館として大使館を開設することが難しいという状況でございますので、モナコについては在フランス大使館、モンテネグロについては在セルビア大使館が兼轄をするということでスタートをさせていただきたいと思っておりますのでございまして。

なお、今後の実館への格上げについてお尋ねがございましたが、これらにつきましては、安全保障を含む二国間關係における政治的な意味ですとか、あるいは資源獲得を含む邦人保護の観点、あるいは国際機関での票の獲得を含む国際社会での位置づけ等々を勘案しながら検討してまいりたいというふうな考えをいただいております。

○丸谷委員 確かに、国際機関等の選挙、あるいは国連改革の中での我が国の考え方、方針を十分に理解していただくためには、そこに日本国大使館という実館があり、外交官が思う存分活躍をし、日本の意思を伝えていく必要性がございますので、やはり実館のないところにおいては新設というものが必要になってくると思っております。

その意味におきまして、今回、この法案とは直接關係はございませんけれども、外交力の強化につながるものとして、十九年度予算案において御説明を

していただくとともに、将来的に実館ということを考えていく必要もあると思っております。

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山口委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。丸谷佳織さん。

○丸谷委員 おはようございます。公明党の丸谷佳織でございます。

まず、今日の議題について申し上げます。在外公館名称位置給与法の改正案について質問をさせていただきます。

今回の法改正によりまして、在モナコ、在モンテネグロの日本国大使館が新設をされるということになります。大使館の新設とはいっても、当面、モナコの大使館は在フランス大使館の兼館でございまして、また在モンテネグロ大使館に關しては在セルビア大使館の兼館であるということと、すぐさま実館が開設されるというわけではございません。財政的な問題ですとかあるいは人材の確保等、大使館実館としての開設に当たっているところとまだ解決しなければいけない問題はあるのかと思っております。基本的には、日・モナコ、日・モンテネグロの關係の強化におきましては非常に有益なことと存じております。

これに關しまして、兼館になったその理由について御説明を

していただくとともに、将来的に実館ということを考えていく必要もあると思っております。

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山口委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。丸谷佳織さん。

○丸谷委員 おはようございます。公明党の丸谷佳織でございます。

まず、今日の議題について申し上げます。在外公館名称位置給与法の改正案について質問をさせていただきます。

今回の法改正によりまして、在モナコ、在モンテネグロの日本国大使館が新設をされるということになります。大使館の新設とはいっても、当面、モナコの大使館は在フランス大使館の兼館でございまして、また在モンテネグロ大使館に關しては在セルビア大使館の兼館であるということと、すぐさま実館が開設されるというわけではございません。財政的な問題ですとかあるいは人材の確保等、大使館実館としての開設に当たっているところとまだ解決しなければいけない問題はあるのかと思っております。基本的には、日・モナコ、日・モンテネグロの關係の強化におきましては非常に有益なことと存じております。

これに關しまして、兼館になったその理由について御説明を

していただくとともに、将来的に実館ということを考えていく必要もあると思っております。

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山口委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。丸谷佳織さん。

○丸谷委員 おはようございます。公明党の丸谷佳織でございます。

まず、今日の議題について申し上げます。在外公館名称位置給与法の改正案について質問をさせていただきます。

今回の法改正によりまして、在モナコ、在モンテネグロの日本国大使館が新設をされるということになります。大使館の新設とはいっても、当面、モナコの大使館は在フランス大使館の兼館でございまして、また在モンテネグロ大使館に關しては在セルビア大使館の兼館であるということと、すぐさま実館が開設されるというわけではございません。財政的な問題ですとかあるいは人材の確保等、大使館実館としての開設に当たっているところとまだ解決しなければいけない問題はあるのかと思っております。基本的には、日・モナコ、日・モンテネグロの關係の強化におきましては非常に有益なことと存じております。

これに關しまして、兼館になったその理由について御説明を

していただくとともに、将来的に実館ということを考えていく必要もあると思っております。

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

第一類第四号 外務委員会議録第三号 平成十九年三月十六日

て、国家公務員純減に向けて着実な取り組みが進められている中、外務省の定員の五十一人の純増、また在外公館スタッフの百人の純増を認めていただきました。また、在外公館につきましても、六大使館と二事務所の新設が認められております。

この件につきましては、我が公明党の中にも外交強化チームを設けまして、その必要性について外務省にも考え方を述べてきたところでございますので、この新設また増員については非常に喜ばしいことと考えているところでございますし、まだまだ我が国の方針あるいは進むべき方向を、例えばアフリカの地域をとってみれば、十分に理解をしていただけない地域もあるのではないかとということがいろいろなことから推測をされるわけでございます。

今回、アフリカに関しては、マラウイ、ボツワナ、マリというところに大使館を新設する予定、予算が組まれているわけでございますが、このほかにも、今後アフリカには大使館を新設していく必要性があるものと考えます。このアフリカにおける大使館の今後の新設について、お考え方としてはいかがなお考え方をお持ちでしょうか。

○麻生国務大臣 御存じのように、今、国連加盟国百九十二カ国、そのうちアフリカにあります国は五十三カ国であります。したがって、国際連合におきます約三分の一強がアフリカということになろうと存じます。その中におきまして、日本の大使館というのは二十四カ国だと存じますが、今話題になっております中国が四十六で、アメリカが四十七、フランスが四十五というようになっているところであります。

そういった状況でもありますので、私どもとしては、このアフリカというところは、今後日本としていろいろな援助、もしくはいろいろな形で力を出していくべき地域の一つだと存じますが、その中であって、アフリカの中におけます大使館もしくは人員の数はかなり問題とっております。したがって、私ども、今度新しく公館を六つつくっていただくことになりました。与党の関係でいろ

いろお力添えをいただいたおかげだと感謝しております。そのうちの三つをこのアフリカに充てております。

今後、私どもとしては、すごく大事なところは、これは先進国に行くのと違って、こういうところでは、私も二年ぐらい住んだことがあるからわかるんですけど、マラリアの注射を打つというのは、結構熱も出ますし、結構しんどいんです。そういう中であって、ある程度ローテーションを組んでやっていきますと、とても二年間は、体力的な問題、いろいろなございまして、これからできます大使館のできる場所というのは、状況としてはかなり厳しい状況のところにあるという確率が高くなりますので、その分だけ、よほど人の休暇やらローテーションやら考えてやらぬと、簡単に言えば過労みたいにならなうと思っております。そこらところも考えてやろうというのが今後すごく大事なところになってくようかと考えております。

○丸谷委員 ありがとうございます。大臣、アフリカの地域でもお仕事に従事されていたということで、非常にその現場感覚というか、それを皮膚感覚でお持ちですので、単に大使館が新設されたからといって、それでまた赤飯が炊ける話でもないというふうにお考えになつていらつしやるということ、現場で働く外交官も非常に力強く思っていると思います。

実際にマリ、ボツワナ、マラウイは、新聞報道でございすけれども、邦人数、マリが十七名、マラウイが百十五名、ボツワナが四十一名という数を見ると、在外公館で担うべき役割が、大きな国の大使館のいわゆる領事業務とはまた若干違って、現場で、何の援助が必要なのか、日本としてこの国に何ができるのかというのを、歩いて、より多くのその国の人たちと、行政、政治側とも接して、足で情報を集め、それを実現化していく能力が求められるんだらうと思ひます。

ただ、小さな公館になるんだらうと思われる、実際にアフリカの公館は十五人以上いる公館と

いうのは非常に少ないわけでございまして、外交力の強化、大使館の新設とともにやはり急がなければいけないのが、人材の育成ということになってくると思ひます。

今回、外務省員あるいは在外公館の人数が純増が認められたわけでございすけれども、定員数と実員数というのは違うんだと思うんですね。ですから、本当に、特に小さな公館で、現場で、ODA案件等で頑張れるような、経済案件で頑張れるような人材の育成に外務省として力を注いでいっていただきたいと思ひますが、この人材の育成という観点では、今後、純増していった人たちに対して、どのような外交官の育成を目指していくとお考えになつておられるのでしょうか。

○麻生国務大臣 人材育成というところに関しまして、よく語学の話が出ますけれども、それは、フランス語圏、英語圏、スペイン語圏、いろいろありますので、それなりに語学も確かだと存じます。

しかし、今アフリカの話が出ましたけれども、現場である程度歩いて状況を見るというのは、これは丸谷先生、やはり体力は絶対です。アフリカでは、能力よりは体力です。私は自分でやってつくづくそう思ひました。私は三十幾つで行ったんですけど、正直言つて、あれが五十で行かされたらやはりしんどいだろうなと自分でそう思ひました。そういった意味では、体力はかなり大きなものが要らうと存じます。

それから、やはり人間、同じ役人、同じ外務省の役人といえ、国際機関とかいう、国連とかああいいう機関に向いてる人、それからまた、大使館等々の現場に向いてる人、また、国内で国会議員やら大蔵省の役人を相手にするのに向いてるやつ、これはやはりいろいろいると思ひます。よ、私は、ここらをもみな回してやるから、何かおおよそ、ちよつとちよつとぐなることなるのであつて、やはりもつときちんと、その分野に向いた者はその分野で、そつちでやつた方がいいという方がいますから、それはそちらの方に向かした方が

いい。先進国よりは発展途上国向きな人もいますし、そういうのは実に向き向きがあると思ひます。

そういう人たちが、私にはよく、十年も十五年もやればそこそこ見えてきますから、そこらところをうまく配置してやるというのがすごく大切で、また、そういう先輩が、おまえ、そこに行くんだつたらと言つて、こういうことが観点だといふのを教えてやるとか経験を積ませてやるとか、そういったようなことをかなり時間をかけてやっていかないと、ただただ一律にやるというようなことじゃないんじやないかなと私は正直にそう思つて、その線で人事配置は考え直すという話を一応いたしてはおります。

○丸谷委員 大臣のおっしゃるとおりだと思ひます。その大臣の御意向を酌んで、外務省の方も、人事も含めまして、適材適所の配置をできるような弾力性を持つてというか、型にはまったような人事でない部分での外務省の特徴性と機能性をぜひ発揮していただきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、外交力強化というところでは、実館の新設、開設、プラスそこで働く人たちの外交官としての人材育成、また、それにどうしても必要になつてくる費用面での環境整備という問題があると思ひます。

この件につきまして次に質問させていただくわけでございすけれども、昨年の報道にございまして、人脈構築関連経費というものがございまして、在勤基本手当の中に項目というものを立てずに盛り込まれてるという報道がございまして、まず、これがどういった種類のもので、どういった考え方をしている基本手当の中に反映をされているのか、御説明いただきたう思ひます。

○麻生国務大臣 これは新聞にも出ておりましたけれども、まず、丸谷先生、人脈構築関連経費という勘定科目は役所の中に存在してありません。これは、新聞には書いてありますが、こういうものは、勘定科目という、名目は立っているわけで

はありません。

その上で、外務省で情報収集や何やらするに当たって、やはり現地に行つて、日本と違つて、自宅に呼んだり、自宅で御飯をとく夫婦と一緒にとか、家族づき合ひというものはすごく大きな要素にならうと存じます。そういったもので人間関係を築いていくことが大切なんだと思います。また、これはどこでもそうですが、一回一緒に飯を食うとか、お酒の飲めない国ならともかく、酒の飲めるところだったら一緒に一杯行くとかいうところから話合つて、やはり机に向かつて両方に向かい合つて、ではこれ教えてなつて言つたつて、なかなかそれは話が進まないのと同じだと思つておりますので、そういった形でのインフォーマルな形というのは大事だと思つております。そういったところのものができないというのはいかがなものか、私自身は基本的にそう思つております。

今、日本食なんというものがえらくあちこちでブームになっていまして、各国の外務大臣が日本に来るときに接待を我々はするんですが、今、九割以上の方々は、正式な日本飯を食べてみたいというのがほとんどの要望なんです。それに合わせて我々は割りばしでしよつちゅう飯食ふことになつて我々が、そういうような話を聞いていると、日本飯を食つて、どこで食つたかというところ、大使公邸に呼んでもらつて食つて、そのてんぶらがうまかつた、何とかがうまかつたという話が多とんだんです、どの外務大臣も。そういうものに関しまして、では、大使の料理人、公邸の料理人というのはどんな扱いになつているかというところ、これまた給料が物すごい低い形になつていまして、この給料ではとても日本から行く人はおりません。

そういったようなことや何やらきちんと対応してやらぬと、今後なかなかこの種のが進まなくなろうと思ひますので、私どもとしては、交流諸経費というんですけれども、こういったものに関しましては増額ということで考えております。

ます。

○丸谷委員 今お伺ひしたお話を、ちよつと私が理解できなかった部分もありますので、整理をさせていただきたいのですけれども、この在勤基本手当の中には、いわゆる人脈構築関連経費というものも科目としてはないということでしょうか。財務省から指摘を受けた旨報道ではございますけれども、それは、この件に関しまして、どの内容が財務省との中での協議になつていたのか、これは教えていただけますか。

○塩尻政府参考人 在勤手当につきましては、法律に基づきまして、在外職員が在外公館で勤務する、そのために必要な経費ということでやらせていただいております。

今先生が御指摘になられたように、人脈構築関連経費という項目は存在いたしませんけれども、先ほど大臣の方からお話がありましたように、インフォーマルな交際というものが外交活動を実施していく上で非常に重要だということで、かつ効果的だということで、そのために在勤手当を用いるということとは手当の趣旨から合致しているということとで対応させていただいてあるということでございます。

○丸谷委員 インフォーマルな形で人脈を築く際に、外交官として当然の活動でございまして、あるいはどこかに食事に行つたり飲食等と一緒にする場合が多い、そこに機動的に使える予算というものを在勤基本手当の中で盛り込んであるという理解でよろしいんですか。

○麻生国務大臣 公式に食事なんかする場合のところにつきましては、これは在外公館に對しましての交流費というのがありますので、基本的にはそこで出します。それから、個人的なつき合ひや何やらする分に関しては、これはいろいろありますので、小さなふるしきを上げたり、いろいろ上げたり、いっぱい出てきますので、そういったものに関しましては、これはとても大使館でやれないから、それは在勤手当の中でやつてくれとい

う話をしております。分けているというように御理解いただければと存じます。

○丸谷委員 私の申し上げたいのは、日本の予算のあり方というのは、特に在外公館においては、為替の変動等に機動的に對応してない部分もございまして、いろいろと不便はあるんだと思うんです。その中で予算を弾力的に使つていく必要性というのは十分に認めております。ただ、その中で、やはり必要なものは項目を立てて、決算においても透明性を持たせるべきだといふふうに私は考えておまして、その観点から質問させていただいてはるわけでございます。

例えば、在勤諸手当の改定に関する外務人事審議会勧告というものが毎年出されるわけでございまして、この中にも、民間企業で広く手当てされているような光熱水料の海外増加分ですとか語学学習費等の経費を在勤基本手当の内訳に加えることが検討されていくことが適切である等の御進言があるわけですね。

こういったものを加える加えないという検討をしていただいて、人脈構築に必要なものであれば項目化して、あるいは、語学の習得、ブラッシュアップに必要なものがあれば項目を立てて在勤手当の中に盛り込み、透明化を図っていくべきと考えますけれども、この点について、外務省はどのようにお考えになるでしょうか。

○塩尻政府参考人 今委員御指摘のとおり、我々としても、予算化をちゃんとして、外交力を強化するために對照させていただくということをやつておりますし、今後ともやつていきたいというふうに思つております。

○丸谷委員 実質、ハード面それからソフト面と環境整備面、それぞれ本場の意味で日本の外交力が強化できるように、私どもとしても全力でサポートさせていただきましますので、また国民に説明責任も同時に果たすように外務省にはお願いをさせていただきます。

次の北朝鮮問題について、若干質問をさせていただきます。

十四日、米国防務省の方から、実際にマカオのパンコ・デルタ・アジア、BDAに関する調査結果というのが発表されまして、一つには、資金洗浄などの違法行為を容認していたとして米国の金融機関との取引全面禁止を決定するという一方で、北朝鮮関連口座の扱いについてはマカオ当局の判断にゆだねるといふ方針が出されました。

このマネーロンダリングしたかしてないかという調査結果の発表については中国側から若干不快感も出ているようでございますけれども、実際には、六カ国協議の一つの大きなキープレーヤーである中国との、米中間のやりとりも必要でございまして、また日中間のやりとりも今後非常に求められてくるものと思ひますが、基本的に、米国の金融制裁の実質的な解除、この件について大臣の見解をお伺ひいたします。

○麻生国務大臣 これは丸谷先生、少々長くなりますけれども、十四日に、国務省にやありますけれども、米国防下の金融機関すべてですけれども、パンコ・デルタ・アジアのためのいわゆるコレス口座、為替等々であります、口座を維持することは禁止。これはすべての銀行がパンコ・デルタ・アジアとの取引禁止と同じことです。パンコ・デルタ・アジアが米国の金融システム、インターネット等々を含めて、システムに直接または間接的にアクセスすることも阻止するという規則を確定しております。この決定に至る調査の結果をマカオ当局に多分今週中に渡すという旨を発表したというのがこの内容であります。

これは米国防が、マカオの協力を得まして、約一年、一年半ぐらいかけて調査をした厳密な内容の結果なので、パンコ・デルタ・アジアにおいては、大量破壊兵器やその他いろいろな問題のあるものを促進するものに関連する取引をやつておるといふので、不法な金融活動が行われておるとを明らかにしたものだとも受けとめております。膨大な資料だったそうですので、私どもはその内容を全部知つてはるわけではあります。ただ、いろいろ不法な取引に金を優遇して

既設の在外公館の館員が、大使館もしくは領事館というところになると思いますが、その管轄区域内の一つの都市に出張もしくは常駐する形をとるということで、所要の事務処理を行うために設けられる事務所というのが定義になっております。

○前原委員 例えば、インドで今度バンガロールというところにいわれる出張駐在官事務所ができることになっておりますけれども、当初、外務省の概算要求では、バンガロールには総領事館を新設したい、こういう要望をされておりましたけれども、結果的には今申し上げたように出張駐在官事務所ということになっていくわけでありまして、その点、規模、予算、人員、そういった点でかなりの違いがあるんだらうと思いますが、その違いを教えてください、こういうことであります。

○麻生国務大臣 何で出張駐在官事務所になったかという理由ですね。(前原委員「それも含めて」と呼ぶ)

御存じのように、バンガロールに今日本企業がとにかくあつてきておりました、在留邦人でも約三百人ということになっておりますので、在留邦人数が過去五年間で四割以上ふえておるといのがバンガロールの実態であります。

そういったことを含めまして、私どもとしては、ここに総領事館の開設というのを目指してやらせていただいたのですが、ここは一言に財政上の理由です。財政上の理由などから、平成十九年度においては、まずは出張駐在官事務所を開設することになったというのが背景で、基本的には財政上の理由が一番大きな理由だと御理解いただければと存じます。

○前原委員 今外務大臣がおっしゃったように、バンガロールにおいては、デリーに次ぐ、二番目に多い日系企業五十七社が進出をしている、そして三百十名程度がそこに在住をされているということでありまして、それを考えると、総領事館というもので設置をすべきだというふうに私は思いますし、入口は出張駐在官事務所にはしてお

いて、そして将来的には、減ったところ、あるいは重要性が減ったところ、例えばニューオーリンズなんかは総領事館を廃止されて、ナッシュビルに今度は出張駐在官事務所というのを置かれるわけでありまして、そういう機動的な外交執行体制というもの、在外公館体制というものをとるものだと今度ふに私は思っております。

財務省とのいろいろな話し合いの中でこういうことに決まったということでありまして、例えばバンガロール一つとりましても、先ほどのアフリカの話もそうでありまして、真に重要なところ、あるいは重要性が高まっているところについては、やはり外務省は意思を持って、そういう総領事館あるいは大使館創設に向けてしっかりと考えた考え方を打ち出すべきだというふうに私は思っております。

その点について、そういう意思はおありだと思いますけれども、今後の、今すぐには、質問通告もしておりますのでお答えにしたいとは思いますが、けれども、この通常国会の間でも、恐らく六月にまた概算要求等が出て、将来的な見通しも含めて外務省の中で検討されると思いますので、どういふスケジュールで、アフリカ、あるいはこういった、当面は出張駐在官事務所になったけれども総領事館にしたいんだというような全体像をぜひ我々外務委員に示していただきたい。それが、必要があれば与野党関係なく外務省を応援するということになると思っております。

そういう意味では、ぜひ、現時点のお考え方も示していただくと同時に、後日で結構ですので、今度という将来的な、大使館をふやす、あるいは今の領事館、出張駐在官事務所、こういうものを考えているかということを示していただきたいと思っておりますが、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

○麻生国務大臣 基本的には、今、日本の大使館は百十何公館だと存じますけれども、これをせめてフランス、中国並みに百五十ぐらいのものにしたい。また、人員も、フランスが約七千五百人

ぐらいたと存じますので、そういう意味では、中国、フランスはほぼ同じだと思っておりますが、七千五百人ぐらいたのままでほしい。基本的には、今現状は五千五百人ぐらいたと思っておりますので、それが数的なことではいまだ大まかな数字であります。

ただ、今前原先生おっしゃいましたように、このところ、ITの発達また資源等々、いろいろなことから、日本人の出ていくところというのが、バンガロールとかいうのがよく例に出ますけれども、そういうところを含めまして、今まで余り日本人のいなかったところにわたって人が出ていっている。インドでいいますれば、とにかく、十二月時点で三百四十八社、うち、今言われましたように五十九社がバンガロールに行っております。そういう形になっておりますので、人の行く先が、昔はアメリカということだったんでしょけれども、なかなかそういうところばかりではなくてきていくというのが実態であります。

したがって、邦人保護の関係から何かから考えたって、企業に対する応援やら何やら考えましたときには、そういったところに私も人を、もしくは大使館をつくるのが当然のことなんだと思っております。そこらところは機動的に考えていかねばならぬというのは全くそうだと思います。私も、あらかじめ、こうこうこうと順番を決めても、五年たつたら全く状況が変わるということとは十分にありますので、柔軟に対応せねばいかぬという御指摘は全くそのとおりだと思っております。

基本は、先ほど申し上げたように、全体のものとしては、数からいって七千五百の百五十というの、私どもとしては基本的にそこを念頭に置いて考えております。

○前原委員 ぜひ、先ほどお話ししましたように、今おっしゃった全体像をどのぐらいたのタイムスパンで実現していくのか、また優先順位はどのうなのかということはこの委員会にできるだけ早

く私は提示していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○麻生国務大臣 これは、今ちょっと言われましたようにすぐ出せるわけではありませんで、検討した上で出させていただきます。

○前原委員 この通常国会の中でこの外務委員会、ぜひ資料提出をしていただきたいというふうに思っています。

先ほど申し上げたように、我々、与野党関係なく、日本の外交執行体制ということでありますので、必要なものについては協力をするのは当然だというふうに思っておりますので、そういう観点であるということをお聞きしたいというふうに思っています。

もう一点、先ほど在外勤務手当等のお話がありました。これを透明化を図っていくということ、人脈構築関連経費もそうであります。外務省の皆様方にとっては余り愉快な、あるいは心地よい名前ではないかもしれませんが、この間、我が党で佐藤優さんをお呼びしてお話を伺いました。それはいろいろな評価があるんだと思っておりますけれども、彼が言っていたことで一つ私は非常に気になったことがありました。

それは、外交官の語学能力が極めて低いということ。彼は言っていたわけでありまして。彼はロシア語の専門家、私は専門家ではありませんからどのぐらいたできるかということもよくわかりませんが、恐らく、あれだけいろいろな人脈を持つて、そして入り込んでいたというからには、ネイティブに近いようなそういった語学能力を持っていたのではないかと今度思っていますけれども、外務省の中で語学力のチェックをどのようにされているのか。つまりは、外交執行体制、情報収集能力というものは、言ってみれば語学能力にかなりパラレルになる部分があるわけでありまして、その点、しっかりとチェックする仕組みに今外務省としてなっているのかどうか、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

○麻生国務大臣 これは、前原先生、物すごくお

もしろい指摘だと思ふんですが、日本で、あな
た、英語、フランス語、何やるんですとどうや
つて決めているか。希望を聞くんです、二十人
から二十人入ったら。その希望で大体そこそ
みなはめていくという形になっているんだと思
います。

では、ほかの国はどうしているのか。私はす
ぐ興味があったので、イギリスの外務省で選
んでいるのは、今フライというんですけれど、こ
れは日本語がやたらうまいでしょう、御存じのよ
うに。その前のステイブン・ゴマソールという
のも、これもうまかったですよね。こういうのは、
奥さんが日本人とかいう者は別ですよ、シアソ
ンみたいな。シアソンというのはフリーピンです
けれども、こういうのは別にして、そういうのを
どうやって選ぶんだと聞きましたら、入省したと
きに、こういう部屋に入られて、全員リンガホ
ンに乗っけるんですって。聞いたこともない言
葉を流すんだそうです。それを一番よく書き取
れた者、総じてモンゴル語をやるんだそうで
すけれども、モンゴル語とわかるとみんなモン
ゴルをやるのですから、わからない言葉を持
ってきて、それをリンガホンで書き取らせて、
一番書き取れた者が、はいと出して出される
先が日本なんです。というところは、日本語が
一番難しいわけですよ。その次にできた者が
韓国、その次が中国、一番能力のなかった者
がフランス語、ドイツ語といつてはめるん
ですって。これがイギリスのやり方だとい
うんです。

それを、では日本に置きかえまして、我々
とつて一番難しいのは英語ということですか
ら、そうすると、やはり英語のうまい者は確
かにそんなにはいないというのはいまはむ
べなるかなと、まず自分なりに納得したわけ
です。

そこで、次に、では、本当か、それはイ
ギリス人だけかと思つて、海外青年協力隊で
調べてみたら、三カ月の研修で、いわゆる
インドネシア語がべらべらになる者は毎年
一人ぐらい出てくるんだそうです。そういう
意味では、似ている言語とい

うのと似ていない言語というのがあります
ので、このところはちよつと選び方に、一番
指先の器用じゃない者が歯医者になつても
らたら困るのと同じで、やはり語学の感
性のある程度ある者がきちんとやるよ
うにしたらいいかなというのがある。我々
、これはある程度反省点として覚えて
おかねばならぬのかな。日本人は語学
の才能がないという話は違つてい
るというのが、青年協力隊からは
つきりして思つております。

二つ目は、今言われましたように、ど
れぐらい研修しているか。二年とか出
たり、アラビア語だと三年ぐらいの
研修になつていふと思ひます。そ
ういつたのを終つた後、研修の試
験というのをやっておりますけれど、
あとは、出すまでに一律、検査、試
験なんかをやつてゐる。

あと、どれぐらい磨き上げてゐるかとい
へば、同通なんかやられるところは、
結構、これは現場がそういうことにな
りますので、彼らは自分たちでリン
ガホンを聞いてやったりなんかして
いる場面はよく見かけますので、自
分なりにそれは磨いてゐるんだと思
ひますが、研修から帰つてきても、
もうずつと条約のあればかりで会
話なし、とにかく文書だけなんとい
うところに長くゐると、それはヒア
リングの、聞く能力は落ちてくるん
だといふような感じがいたします。そ
こからは、どうやって刺激をさせて
いくかといふこと、海外に出たりな
んかするといふことでやつてゐる
といふのであつて、特にその段階
ごとに試験をやつてゐるというよ
うなことはないと存じます。

○前原委員 これは恐らく、今質疑を
聞いていた委員の皆さん方も同意
していただけたと思ひますが、レ
ベルが高いのかもしれない、低
いのかもしれない、それは私は
つづきよくわかりません。しかし
ながら、やはり教師の質を高
めていくために、ですから、今、
いわゆる教師の質を高める制度
みたいなものを導入しようとい
ふことを

まさに安倍内閣がやつておられるわけ
です。そしてまた、議員も、選挙
だけじゃなくて、筆記試験を一通
りやらせてみて、どんな状況なの
かといふことで、本当に国政を
任すのにたえ得るかといふこと
かといふ議論もあるぐらゐあり
ます。

そういう意味では、外交官とい
ふのは、もちろん能力の高い人
が外交官になつておられるので
ありますが、たまたまそういう
話を聞いた、それが本当かどうか
はわかりませんが、しかし、仕
組みとして、語学のレベルが
常に一定以上、そして特に、
英語とかフランス語、ドイツ
語、中国語といふのはたくさん
の方がおられると思ひます。け
れども、かなり特殊言語とい
ふのがあつて、それによつて
おこなつては行かない。やはり、
そういう評価の仕組みを外務省
としては持たれるべきなのだ
ろう、定期的にそういう外交官
の言語能力をチェックする仕
組み、評価する仕組みという
のがやはり必要じゃないかと
私は思ひますが、いかが思
ひますか。

○麻生国務大臣 語学能力につ
きましては、今、基本的には外
務省は、たしか四十一カ国語、
いわゆるウルドゥー語とかカ
タガログとか、いろいろみな
あわせてやつていくんですが、
研修期間が終わつたときにい
わゆる試験があるのと、在外
に在る場合は年に一遍試験が
あるといふのは、たしか今でも
そうなつてゐると存じます。

そのほかに、若手に関しては、
試験がもちろんあるんですが、
やたらうまいのはいふので、
そういう者は同通のいわゆる
資格といふか、そういう研修
で通訳研修といふのがあり
ますので、そういうことも今
してゐるところであります。

そういう意味では、今言われ
ましたように、語学能力だけ
を見た場合には、その部署
の上司が語学力のテスト、
試験をやつてゐるといふのが
今の状況であります。

おっしゃるやうに、語学能力
といふのは、機会を与えない
となかなかだめなものです
から、何となくそういう機
会に恵まれる部署と恵まれ
ない

部署と分かれるところでもあり
ますので、そこらのところは
不断の努力が必要だといふ
のは確かかと存じます。

私も、変な話ですけども、外
務大臣になつてからというもの
は、少なくとも、聞いたこと
もないような英語をい
っぱい聞く機会があつたも
のですから、ヒアリングの
能力だけはちよつと上
がつたなと自分でも思
ひます。

○前原委員 ちよつと委員長、
ぜひこれは理事の皆さん
方でお話をしたいだいて、
これは委員会として、外
務省の中での語学能力を
一定以上に保つための
チェックの仕組みとい
ふものをどのように立法
府の立場として求めて
いくかといふことを、
やはりしっかりと提言
した方がいいと私は思
ひます。

もちろん、外務省の中
でも、そういう自助努
力の中でそういう仕
組みを担保してい
ただくといふことは重要
だと思ひます。特に、
野党の筆頭理事は外
交官でいらつしや
いましたので、
建設的な提案も
していただけた
と思ひます。そ
ういふものを
しっかりと我々
委員としても
外務省に
対して求めて
いくことを御
議論いただ
きたいと思
ひますが、
いかがで
ございま
しょうか。

○山口委員長 後日、理事
会で協議をさせていただきます。

○前原委員 ぜひ、外交力、
情報収集能力、これを高める
といふことで、皆さん方が
優秀だといふことはわか
つておりますので、ただ、
そういうものを常に一定
レベル以上に高めるため
の仕組みといふものは組
織として必要だといふ
観点からお話をした
といふことであります。

さて、次に、いわゆる
従軍慰安婦の問題につ
いてお話をさせていただ
きたいといふふうに思
ひます。

たびたび国会でもい
わゆる従軍慰安婦の
問題については議論
がなされてきてい
るわけでありま
すけれども、この
問題といふのは、
アメリカの下院
で決議案が出さ
れる、こ

発端が起きているわけであり。大臣は、この外務委員会だっと思ひますけれども、過般の外務委員会、この米下院で出されている決議案には事実誤認が多いということをおしやしました。私も実はそう思っております。どが事実誤認なのかというところは、やはりしつかりと指摘をしておかなくてはいいんだらうというふうには思ひます。

ただ、私の立場を少しお話しさせていただいたというふうには思ひますけれども、私の立場というよりは民主党の立場であります。慰安所あるいは慰安婦というものが存在をしたということは、防衛研究所の中から膨大に出てきた資料等を調査した政府の調査結果からも明らかだらうというふうには思ひます。そしてまた、戦争でありますので、さまざま、口ではあらわせないような行為があつて、そういったものを防ぐために慰安所、慰安婦というものを設けるべきだという軍の指令というものが文書として残っているのも事実であらうというふうには思ひます。

そういう意味では、強制性という言葉の意味というものが国会で議論されておりますが、これについては私自身は余り大きな意義を見出すことはありません。つまりは、慰安婦というものが存在をし、慰安所というものがあつて、そしてまた甘言とか、あるいは連れてこられた場所下強制下に置かれた、監視下に置かれた、そしてひどい仕打ちを受けたというの事実でありますし、数の問題でもないし、そして、強制連行のみ一つとして、それはなかったということを言うことが、この問題の解決、あるいは被害に遭われた方々に対する謝罪の意を表することにはならないというふうには思ひます。

私はそういう立場で話をしていますし、また、そういう意味では、河野談話というものは当然ながら踏襲をされるべきであるし、官房長官談話というものが、逆に言えば、なぜ総理ではないんだと。アジア女性平和基金からいわれるお見舞金を出すときには、総理のお手紙が出されていて、そ

れに対しては、総理大臣、小泉さんだったら小泉純一郎という名前でお手紙が出されているということもよく存じ上げております。しかし、談話として発表されたことが官房長官談話だということも、何かダイレクトでない、つまりは総理が言っていないというふうなイメージを持たれているというのもこれまた事実だというふうには思ひます。

そういう意味では、歴史のいわゆる狭義か広義かの強制性というところで議論をするのではなくて、実際に慰安所があつて、慰安婦がいて、被害を受けた方々がおられる、そして意に反して来て、そして違う仕事だつた、そしてまた強制下、管理下に置かれてひどい仕打ちをされたような方々がおられるというのが事実でありますので、そういった観点に基づいて、真摯にやはり河野談話を踏襲して、被害に遭われた方々に対するおわびの気持ちというものを継続することが大事だというふうには思ひます。

それが私どもの基本的な認識であります。しかしながら、言うべきことは言わなきゃいけない。だから、決議案については事実誤認がある、この点は事実誤認であるけれども、しかし、パット何々というところも必要だと思ひますが、この決議案を見られて、どのところ、余り言葉にしたくないような言葉もありますので、どのパラグラフだということでも結構でございますので、どの点がやはり事実誤認であつて、それはしつかりと言わなきゃいけないけれどもというところをお話しただけだと思ひます。

○麻生国務大臣 前原先生、この話は、こういうところでもやりますと、また往復になつてきて、何となく話をさらに広げるのは、我々としては余り望むところではありません。

したがつて、問題点を一つ一つ言つていくというの、これはちよつと正直申し上げて私どもとしては避けたいと思ひますが、全体として言えるところでも思ひましたのは、歴史的な責任を明確であいまいでない形で何とかかんとか公

式に認め、これはもう既に十分によつておると思ひます。それから、公的な謝罪を日本の首相が声明をすべき、これもしておるわけでありまして、国会でもありましたし、答弁でもありましたので、こういったところはいかに違ふなと思ひましたし、いかに強制的で、ただでみたいな話で、ちよつとそれは、強姦とか奴隷とか、何かいろいろな表現がありましたけれども、そういったものとは少し違ふんじゃないかというふうなことは、一つ一つ挙げていけばいろいろあるかと存じますけれども、私どもは基本として、今申し上げたようなところでは、この文書の内容に関してはいろいろ疑義があるのは率直なところであります。

○前原委員 アメリカ社会、すべて私は存じているわけではありませんが、やはり日本人以上に、日本人という言い方をすると、おまえはそうなんだというふうにおしかりを受けるかもしれないが、私なんかよりはやはりアメリカの方々というのは人権意識というのが非常に強いんだと思ひます。また、いろいろな人種の方々があられて、それで国家を構成しているという意味で、またそういう意識を持たなければいけない国であるというところも非常に大きな意味を持つんだらうと思ひます。

あるアメリカの友人が言つていたのは、拉致の問題に対して極めて日本に対してシンパシーを持つていてというの、やはり人権問題である、拉致というのとは人権侵害、主権侵害の最たるものであつて、許すことができない、ですから、アメリカ、特にブッシュ政権は日本の拉致問題に対する態度を支持しているんだと。

しかし、大臣御承知のとおり、この下院決議案の共同提案者というのは、拉致問題で日本に対してバックアップをする発言をされている方がかぶつていられるわけですよ。そういう意味では、こういう人権問題というものは、拉致の問題で我々に対して理解をしてくれている人たちが、同時に、我々は今国内で、先ほど外務大臣が、余

り言い過ぎるとまたそれがハレーションを起こすという趣旨のことをおしやしました。私どももさうだというふうには思ひますが、ただし、事実誤認だけはやはりしつかり言つておいて、その上で、先ほど申し上げた、パット何々というところもしつかりとあわせて話をすべきではないかというふうには思ひます。

したがつて、二つのことをお聞きし、御答弁いただきたいわけであります。

一つは、今具体例を挙げられましたが、やはり政府として、この決議案については、どが事実誤認ではないかというふうには考えるかということをしつかり示すべきだと私は思ひます。しかしながら、河野談話については政府として踏襲するということをおしやしてあるわけでありまして、そのことをまた強いメッセージとしてアメリカ側に出していくということ、それが私は、知日派、親日派、そしてまた人権派と言われる人たちの理解を広げていくのではないかというふうには思ひます。

確かに、いわゆる従軍慰安婦の決議の問題、マイケル・ホンダ議員というのが中心にやられていて、彼はカリフォルニアの州議会議員のときからこの問題についてずっとやつていて、彼の選挙区事情というのが非常に色濃くあつて、支持者もそういった方々が多いというのは事実でありますけれども、それを言つても仕方がありません。

したがつて、今申し上げたように、決議案の内容容について事実誤認があることはしつかり言う。それについて政府として、ぜひ私は、どが違ふのかということをもとめていただきたいということとが一点と、あとは、やはりもう一度大臣からも、河野談話というものは踏襲するんだ、そして強制性の議論については、私は余り意味を持たないと思ひますが、大臣はどうお考えなのか、その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 慰安婦問題で女性の尊厳を傷つけたというところは、これはもう間違いない事実

なんだと思います。したがって、それに伴って河野談話であり総理の書簡というのがこれまでの経緯だったと存じます。

それから、今言われましたように、河野談話に關して、事実誤認のところ等々、お話し点については、いろいろ今やっております。正直なところ、大使館また大使等々いろいろやっておりますので、どの人によっているかまでは、ちよつとそこらのところまで申し上げるわけにいきませんけれども、やらせていただいております。

それから、この問題で国内的に見て一番反論の多かったのは、多分、従軍という言葉だったと記憶をします。従軍は、医者とか従軍記者とか従軍看護婦と従軍慰安婦と一緒に言われると、従軍という軍属になりますので、そこで、この話にはすべて、いわゆる従軍慰安婦といつて、いわゆるという言葉がたしか河野談話にはつけれられておつたという記憶をいたします。そういう意味では、当時の御年配の方々はここが一番ひつかかられるところだったと記憶をいたしますので、その方たちと、当時、私、副幹事長が何かしていたんだと思いますが、そのころいろいろ対応させていただいたのがそれだったと記憶をします。

したがって、きちんと言うべきことは言う、しかし認めるところは認めないと、これは事実だったという点は確かですから、その点は、傷を受けたという方々の痛みというものを十分に知った上で話をしないと、その点だけ取り上げていくとちよつとまた話がおかしなことになるかぬぬというところは、私も同様に危惧するところでもありますので、今言われた点は十分に踏まえて対応したいと思ひます。

○前原委員 しかるべきルートを通じて、決議案における事実誤認の点については伝わるようにしてあるということですが、ぜひこれも、委員長、理事会でお話をいただいで、それを表に出すかどうかは別に、やはり外務委員会のメンバーぐらいはそういったものを、どこが事実誤認と政府が考へて相手側に伝えているのかという

ことがわかるようなお取り計らいをいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○山口委員長 これも理事会で後日協議をさせていただきます。

○前原委員 その上で、先ほど申し上げたように、河野談話を踏襲するという政府の姿勢というのは、これからはしっかりと大臣も発信を続けていただきたい。こういうことで無用の外交問題、そして努力を使わなきゃいけないというのは、私は本当に不毛だと思ひます。建設的ではないと思ひておりました、そういう意味では、やはり我々が責任を負っているものから、加害者という言い方をしているのかどうか、加害者が、加害者の立場としてのやはり遠慮深さ、慎重さ、思慮深さ、謙虚さというものが必要なんだろう、そういうものを踏まえて、これから議論をしていくべきではないかということをお願いしたいと思ひます。

次に、六者協議のことについてお話をさせていただきます。先ほど丸谷委員からもお話がございましたが、パンコ・デルタ・アジアの金融制裁の解除の方向性が示された。しかしながら、アメリカ政府、財務省は、大量破壊兵器関連の取引、そしてまた覚せい剤、麻薬類、そしてまたにせ札、こういったビジネスを北朝鮮が行つていて、その取引の関連口座があったということを認めているわけですね。認めた上で、最終的にはマカオ当局に、凍結解除については、その情報をアメリカ側がマカオに渡して、後はマカオで決めてくれということと、あともう一つ大事なのは、パンコ・デルタ・アジアとのアメリカ金融機関のいわゆる取引を禁止する。

これはかなり厳しい措置だというふうに私は思つておりました。私もまだ消化不良でございますけれども、あとは、先ほど大臣が御答弁されたように、中国はそうじゃないと言ひかもしれませんが、特別区ではありますけれども、マカオはやはり中国の影響下に置かれていたわけでありま

ので、中国がどう判断をするかということが大きいわけでございますけれども、これが果たして金融制裁解除になるのかどうか。むしろ、あめとむちという報道の観点がありますが、どうも、あめというよりは、後の判断はおまへたちに任せるよ、しかし、我々はその不法取引は認定するし、しかもパンコ・デルタ・アジアとのアメリカの金融機関の取引は禁止するということで、むちというのがかなり強いような感じがするんですが、大臣の感想として、これが金融制裁解除につながるかと考えられるのかどうか、その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 基本的に、私どもの立場としては、これはアメリカとマカオ特別区というか政府との関係であつて、我々が直接関与する話でもないし、コメントも差し控えたいと思ひますが、この話が出たときから、外務省アジア局というか我々としては、大体必ずこうなるであろうと思ひました想定内の範疇です。

少なくともお金というものは、ちよつと前原さんの前職を知らなくても、商売しておられたとするとわかるんですが、商売をしておりますと、基本的には預金の出しおろしなんて大した話じゃないんです、こんなものは、どこか安全なところの金庫にやつて、出したたりおろしたりするのと同じことですから。

問題は、送金とか決済というのが銀行業務の一番大きいところでして、そこが押さえられたら何のあれだか全然意味がわかりませんので、アサリを売ったはいけれども金の回収はできないわけですから、振り込みが使えませんか。そうすると、わざわざ現金決済で取りに行かないかぬなんて話では、とてもじゃないけれども不便を来しますので、そこをどうするかをいかにやらねば、凍結だけ解除しても、その後の決済をさせないようになると言われたらどうにもならないんじゃないのという話は、これはもうこの数カ月間よく話をしたとおりになっておりますので、我々としては、そのうなるであろうという予想の範疇でした。

ただ、これは財務省と国務省というところが、これまでうまく使い分けてきているところだと思ひますので、これを今後、最終的に、北朝鮮の態度を見て、アメリカ政府としては結論をこうするかあはるかというところも別のルートとして考えられると思ひます。これはアメリカ政府のなさることなのであつて、こつちのかかりのあるところではありません。

二つ目は、手口としては、このパンコ・デルタ・アジアをどこかの銀行に吸収合併というの、別の方法としては、元商人の方の感覚からいけば、それは一つの方法だ。別に何も手口を教へてやるほどの立場に、それほど人もよくないんですが、そういうふうなことも考えられるかなというふうに思ひますし、それをどういうぐあいに行かうとしているのかというのは、私は正直わかりません。

わかりませんが、ただ、これによつて北朝鮮は、ちよつとこれは話が違ひゃないかというところになって、いわゆる核に関する方の交渉に支障を来したり、また後ろに下がつたりするというのは余り他が望んでいるところではないと思ひますので、そこをアメリカとしては、ちゃんとやつたらこの話も解除するということか、そこらのところが、交渉のやり方として、これは財務省のやつているところなので国務省も説いていないと思ひますが、なかなかいま一つ読めないというところが正直な実感ですが、やられている北朝鮮側として、前よりきつくなつたんじゃないかと言ひかねないほどというのが今の現状だと存じます。

○前原委員 六者協議の作業部会が五つですが、つくられて、そして、日朝はこの間やられたわけでありましかども、きょうからですか……(麻生国務大臣「エネルギーがきのう」と呼ぶ)きのうから。作業部会がいろいろと動き始めているということでございます。

六者協議のそもその目的は、先ほど大臣が御答弁をされていたように、北朝鮮の核開発の放棄そして朝鮮半島の非核化というものを、これがもう

ただこれは政府の方針としてもうおつしやつてゐることですので、ある意味水かけ論になるかもしれません。が、私は、大きな外交的ないわゆるカードというものを考えたときに、これは先般の予算委員会でも申し上げましたけれども、拉致問題は大切な問題です、非常に重要な問題、主権侵害の問題。我が党も、拉致問題の解決なくして日朝国交正常化はあり得ない、そして、大々的なバイデの、つまりは二国間における支援というものはすべきではない、これは私も同じ考え方であります。

ただ、いつの日にか、政府も、拉致の問題解決なくしては日朝国交正常化はあり得ないという、日朝平壤宣言の精神もそこだったと思うんですが、知らない間に、拉致の問題の進展がなければ六者協議の中で決まったことについての支援も行わないというふうにはハードルは上がったような気がするんですが、いつの時点でそれは上がったのか、その点については非常に私は不可解なんです。

いやそれは方針で上げたんだと、それは総理の一存かもしれません。しかし、私、事外交ということに関して言えば、これからという経緯で推移していくかわかりませんけれども、最初の日朝平壤宣言からすると、今回の日本のとっているスタンスというのはかなりハードルを上げた、ハードルを上げたということは、すなわち日本の選択肢は少なくなった、日本の外交カードは少なくなったというふうにいるわけですが、その点についてどう考えるのか。そして、いつそれが上

○麻生国務大臣 全くごともな御指摘だと思います。

前原先生、このところはぜひ、日朝平壤宣言によつて、あれは基本的には、我々の言っているのは、拉致問題の解決なくして正常化はありませんよと言つておるのと、こちらは拉致問題の進展なくしてと言つて、解決と進展と言葉を二つ使い分けているところが、これは結構外務省の知恵を使つているというように御理解をいただける方は、ちよつとというる表現は難しいんですけれども、ただ、我々もアメリカに言つておりますのは、この問題がどれをもつて解決とするのかと言われると、これはなかなか、いろいろな人によつて御意見が違ふところだということも我々はわかつております。しかし、今のように誠意を全く見せない態度では我々是对応のしようがありませんよということに関しては、ほかの四者もそれは全くと言つていい、これは中国に至るもみんなののであります。

世界しゅうでこの拉致の話というのは、韓国に限らずいろいろあちこちらであるんだそうですが、この問題を正面切つて政府が取り上げてやっている国というのは世界しゅうで日本だけですから、ほかの国から見ると何となく日本だけがという感じがあるというのは我々もわからぬわけではありません。しかし、ほかの国にしてみれば、例えば、核、ミサイルによる仮想被害国としては日本が一番確率が高いんじゃないの、その日本の役に立つおれたちのやっている仕事におまえば一銭も出さないで、何にもしないで、そしておれたちだけというのはちよつと都合がよ過ぎやせぬかという話がおなかの中にあるというのは、我々としては十分にそういう雰囲気があるのも理解をしております。

ただ、この問題に関しては、少なくとも進展なくしてとてもということをお願いしますので、少なからぬ進展があれば、今ちよつとドルが下がったり、約百万トンの値段が当時は三百五、六

したかつて、これは北朝鮮の態度にかかつてく
ると思いますが、ほかの四者がいいよいよずつと進
展していったということになったときに北朝鮮に
関して日本一國が言つたつて、なかなか限度が知
れておりますので、ほかの國も、これはおまえ、
きちんとやつてもらつた方がいいという声がアメ
リカから出、ロシアから出、中國から出、韓國か
ら出るというのが我々がこの六者協議でやつてい
るものの最も大きな意義だと思つて、そこのとこ
ろのさじかげんが難しいというのは全くおしや
るとおりだと思つて、心してかかりたいと思つて
おります。

○前原委員　先ほど、解決と進展は使い分けているんだとおっしゃいました。確かに使い分けておられるんだと思いますが、ただ、この間の日朝の作業部会において原口大使が、進展の意味は何かということにおいて、拉致の問題があるということを向こう側が認めて、そして新たな情報提供も含めて何か前向きな姿勢を行ったときに進展ということだったと思います。

ただ、彼らは、けしからぬことに、一切それについては認めない、問題もないんだということで席を立ててきていて、六者協議のいわゆる相場観からすると、先ほどお話をしたバンコ・デルタ・アジアの問題も含めて、ひよっとしたら金融制裁解除になっていないかもしれないという問題になるかもしれないと私は思っているんですね。実は、アメリカのより強硬な財務省の原則論が知れ渡ったときに、バンコ・デルタ・アジアだけではなくて、ほかの銀行もびびって北朝鮮の口座というものを言ってみれば自主的に凍結してくる、それしてもっともって北朝鮮包囲網が強まる、それは

ただ、繰り返し申し上げますけれども、六者協議というのは核開発をとめて非核化にしていこうということになったときに、平壤宣言はいわゆる拉致の問題解決なくして国交正常化はなしだったのに、解決から進展だとおっしゃいましたけれども、進展も向こうは認めていないという中で、なぜ日本の外交カードが狭まるようなことになっているのかということについては、私は、拉致問題も解決しなきゃいけない、そしてまた一番核の脅威を感じなきゃいけないのは日本であるがゆえに、今の立場については懸念を持っているということを申し上げているわけです。

その上で、私は最後に大臣には、原理原則で固まって外交が柔軟にできないということは国益に反することでありますので、これは考え方を柔軟に見直すこともあり得るということ进行うことがまた日本の外交の幅を広げることになっていく。原則論を曲げるわけじゃない、拉致問題は極めて重要な問題だ、平壤宣言には拉致問題の解決なくして国交正常化はあり得ないということ、これはもう絶対なんだ。しかしながら、日本のいわゆる外交ブレイヤーとしての幅を広げる、カードを持つためのゆとりを持つために、方向、方針転換が私はあつてしかるべきだというふうに思います。が、いかがですか。

○麻生国務大臣 今、六者で協議をしております段階ですから、今の段階ではまだ圧力を上げていく段階だと思っております。

ただ、最終的に、四月の十九日になりますかそれ以後になりますか、ちよっと今の段階ではわかりませんけれども、どこかの段階で、これはおっしゃるように核の問題がもとの話ですから、その核の問題が進展をする、核を非核化させるというのが究極の目的ですから、そのところが六者協議の優先順位の一番というのははっきりして

おりますので、その点については態度としては幅を持つべきだという御指摘は当然なことだと存じます。

○前原委員 時間が来ましたので終わりにいたしますが、とにかく、核の問題を解決する。そして拉致の問題を解決する。拉致被害者の方々にとっては、一分一秒でも早く我が子を、そして身内を帰してもらいたいという気持ちはわかりますけれども、相手のある問題でもありますし、特に核の問題については、これはかなり腰を落ちつけて、十年、二十年でも粘つてもやってみようというぐらゐの腹構えを持つて、完全廃棄に向けて、この外交的な枠組みをしっかりとキープしながら、そして粘り強くやっていくことが必要だと思ひますので、そういう観点から、今おっしゃったようなフレキシビリティを持って臨んでいただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○山口委員長 次に、細野豪志君。

○細野委員 民主党の細野でございます。久しぶりの外務委員会の質問でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、在外公館の問題なんですが、先ほど丸谷委員そして前原委員から、私が考えていたのとなり重なる質問がございましたので、視点を變えて一つだけ。

特に、安保理入りを考えると、アフリカに最大限の支援が必要であるという意味で、アフリカへの関与をできるだけ深めるといふのは、これは確かに中国との関係なんかも考えると大変重要だといふふうに思ひます。ただ、それだけではちょっと余りに、若干浅ましいといふか、票欲しさにと言われる部分もあるかと思ひますし、私は、むしろそのことよりは、アフリカのことを考えると、やはり資源の問題をしっかりと視野に入れるべきではないかといふふうに思ひます。

これは優先順位の問題になるんですが、例えば、今度新しく公館をつくると言っているマリなんかはウランの鉱山があつて、そこを我が国がほ

ば權益を独占しているといふふうに言われています。そのほかにも、ニジェールなんかもそういう国でありますし、ウラン以外にも希少な鉱物が埋まつている国といふのはアフリカにたくさんあるわけですね。そういう国に対するアクセスをできる限り深めていくという観点から、在外公館をこれからふやしていくといふことでございしますので、取り組んでいただきたいといふふうに思ひますが、外務大臣、御見解はいかがでしょう。

〔委員長退席、やまざわ委員長代理着席〕

○麻生国務大臣 確かに、国連安保理のためだけにいふのは、ちょっと見え見えでさもしいといふのはごもっとも、その種のことを言ったことは私も役所としてはないですけれども、その種のものが見え見えに見られてはともじやないけれどもこれはだめだと思ひます。ただ、資源だけに見え見えになったような中国もちょっとぐあい悪いかなと思ひたりもしないでもありませんけれども。

いずれにいたしましても、この種の話というのは、TICA Dといふのを来年日本で開くことにしておりますけれども、アフリカの中で、今、シエラレオネなんとも、その隣のリベリアといふところも、大使館がないところで、資源もダイヤモンドがばらばら出るぐらゐのところなんです。このところの大統領といふのは、リベリアの大統領、初めて選挙で選ばれたアフリカ初の女性の大統領といふのはこの人なんですけれども、しっかりと女性ですけれども、この人たちの話を聞きましても、やはりアフリカにおける日本のいろいろの支援、貢献といふのは、ちょっとヨーロッパの人たちのやり方とおよそ違ひますものですね。現地に入つてかなり一緒に現場で働くといふいわゆる日本人独特の、現場で現地の人と同じ目線で見やべるといふようなところがあります。

今言われましたように、ニジェールにしてもナミビアにしてもモリタニアにしても、いずれも資源が多い割には大使館がないといふところだ

が、そういったところに入っていくに当たつても、民間の企業がそこで鉱山をやつて、今コンゴなんといふところは、昔は日本鉱業がありましたけれども、その日本鉱業は今騒ぎになってコンゴから引き揚げてしまつておりますが、そういったところでも、治安がある程度回復しないと日本は支援しませんが、ODAもだめですよ、日本の技術支援もありませんよ、そういうので、まず治安の回復、そうすれば大使館も出られます、民間も行けます、ODAもいろいろやれますという話にしてやれば、ほかの国をこらんなさい、こんなうまいいくじやありませんか、おたくよりもっと貧しい、資源のない国がうまくアフリカでいっているところがいいますと回り始めるかなと思つておりますので、今言われましたところの御指摘も十分に踏まえてやつてまいりたいと存じます。

○細野委員 もう一つちょっと申し上げたいのは、予算の制約、そういう話なんです。これは、当然予算は有限です、外務省としてもさまざまな施策がありますから、制約があるのはわかるんです。

実は、ちょっと調べてみたんですけれども、日本が在外公館を置いていない、兼ねていふところですね、兼館を置いていふところで、一方でその国が日本に大使館を置いていふ国が幾つあるか調べてみたら、全部で二十九置いていふ国があるんです。そのうち二十一は日本は在外公館を置いていふんです。これは、どちらが経済的に豊かかといふのは、どう考えてもアフリカ諸国の方が経済的に豊かといふ中で、苦労して日本に在外公館を置いていふわけですね。そういう大使館へ行くとき、マンションの一室だつたりビルの一室だつたり、ここは家賃幾らかかと思ひようなところに大使館があつたりするわけですね。

日本も同じようにしつては言わなければいけません、我々もよく海外に行つたときに大使館にお招きいただき、そこでおいしいものもいただいて、私から見ると御殿みたいなどころへ行くわけだ

が、もちろん、そういう迎賓館的社交の位置づけが大使館にあるのは存じ上げていますけれども、もう少し、場合によっては、小国においては小さいものにして、安全だけは確保して実質的な役割を出していくといふことも含めて検討していただきたいといふふうに思ひます。これは御答弁いただかなくて結構ですので、私の意見といふことで御理解をください。

これから、ちょっと外交のいろいろな問題について、法案審議で恐縮ですが、私が関心を持っている分野についてお話を伺いたいと思つていんですが、まず外務大臣に、戦後レジームといふことについてどういふふうにお考えになるかといふのを伺ひたいと思ひます。

安倍総理が所信表明演説の中でどういふふうにおっしゃつていふんですね。「行政システム、教育、経済、雇用、国と地方の関係、外交、安全保障などの基本的枠組みの多くが、二十一世紀の時代の大きな変化についていけなくなつていふ」、「今こそ、これらの戦後レジームを原点にさかのぼつて大胆に見直し、新たな船出をすべきときが来ています。」こういうふうにと高らかに宣言をされました。私も印象深く拝聴いたしました。

外交、安全保障は外務大臣が所管をされるわけですが、では、我が国における戦後レジームといふのは一体何なのか、外交、安全保障においてです。外務大臣はどのようにお考えになつていか、御意見を賜りたいと思ひます。

○麻生国務大臣 これは非常に大きな話だと存じますけれども、細野先生、基本的には日本といふところは多分昭和十六年から変わつていふないんだと思ひますが、昭和十六年、国民学校令といふのができた。あれ以来、いわゆるフォルクスシューレをそのまま直訳して国民学校といふ名前に變えて、尋常小学校をやめて国民学校に變えていふた、あの昭和十六年から、基本的には官僚主導、業界協調、このやり方で間違ひなく五、六十年やって成功したんだと思ひます。間違ひなく成功したから、これだけ豊かな国になつたんだ

と思います。

傍ら、外交の方は、とにかく日本は戦争をやつて負けたんだから、少なくとも負けた相手というのは、主にアメリカとやつて負けたわけですから、そのアメリカと日米安全保障条約で手を組む、そして国際連合というのに一九五一年、正確には一九五二年に日本が独立しておりますので、正式に加盟しておりますので、昭和二十七年ですけれども、五年の四月二十八日に独立したのを境に、国連と関係をよくする。そして、三つ目は、アジアの諸国にいろいろあったので、アジア諸国との友好関係を維持。この三つを基本として、日本は戦後というものをやってきましたかと思ひます。

対外的には、とにかくいろいろ迷惑をかけたんだから、先ほど使われましたように謙虚に、控え目にという態度ですうとやってきましたのがこれまです。だと思つております。その結果、どんな批判が出てくるかという、何となく戦争に負けたアメリカ人には妙にべこべこしてみたりして、何か卑屈じゃないかとか言われてみたりするようなことになった、これはみんなそういう意識だったと思つております。

それが今どんなことになってきているかといえ、その裏返しで、ほかの国に対して妙に居丈高に威張つてみたりする、何となく自然じゃない、普通にかないというところが我々には多く感じられる。私、大分世代が違つたので、僕は昭和十五年生まれですから、少なくとも戦争の前には生まれておりますので、我々の世代からいって英語なんか敵国語でしゃべつちやいかぬ言葉でしたから、そういう世代に育つてきている我々というのは大分感覚は違つてくると思いますが、細野さんたち若い若くなつてくると、何でそんなにというのが、いろいろ感覚的にも違つてきておられると思ひます。

また、その当時は二極構造で、冷戦構造でしたけれども、今はもう明らかに違ひますので、そこらこのころの構造も大きく変わつたつあるという

のにあわせて、どうするかということが今の問題だと存じます。

○細野委員 ありがとうございます。戦後レジームとあると思いますが、私は麻生大臣と大分重なるなと思ひます。これは多分共通認識だと思ふんですが、戦争に負けて国際社会に復帰するに当たつてはアメリカにはいろいろお世話になった、アジア諸国にも迷惑をかけたので、謝つて回らなきゃならない、こういう中で戦後六十年来たわけですね。

では、その戦後レジームを脱却するということを高らかに宣言した安倍政権が、そういう過去をどう考えて、それをどう脱却しようとしているのかという姿が私には正直余り見えなくて、具体的には、政権が誕生して半年たつたわけですから、一つ一つアクションとして、戦後いろいろあつたけれども今こういうスタートを切るんだというふうな国際交渉を始めていただきたい、そういう視点から幾つか質問したいと思ひます。

まず一つ、地位協定なんですが、麻生大臣もおっしゃつたとおり、やはりアメリカに占領されて、一九五一年にサンフランシスコ平和条約が締結されて、同時に締結をしたのが日米安全保障条約ということですね。十年後、六〇年に改定をされておりますが、基本的には、日本がアメリカに守つてもらつたという構図は当時から大きく変わつたわけではない。そういう中で、一九六〇年に締結をされたのが地位協定というものです。

我々民主党は、何度かこの地位協定の改定を言つておりましたが、当然ですが、日本は独立国でありますから、独立国としてふさわしい地位協定のあり方というものはあるのではないかと。

典型的な例でいうと、地位協定の三条でありますけれども、合衆国は、施設及び区域において、それらの設定、運営、警護及び管理のために必要なすべての措置をとることができ、こうあるわけですね。日本側がこういう基地内のさまざまな取り組みについてどういう関与をできるのかというところについては、日本の地位協定は書いていま

せん。

何度か我々は、この地位協定改定をしつかりテールにのけるべきだということを言つておるんですが、外務大臣どうでしょう。戦後レジームから脱却する、外交、安全保障面においてはまさにそれが戦後レジームだと思つておつたんですから、そういう交渉を安倍政権でそろそろ始めるというお考えがないかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○麻生国務大臣 この日米地位協定につきまして、細野先生、これはいろいろ前から御意見のあるところというのは、私も十分に承知をしておるんですが、基本的には、これまで、運用の改善ということいろいろ問題を解決してきた。ほかのドイツや韓国やそれに比べても、我々の地位協定の中において、例えば刑事裁判の手続やら何やら、随分いいものをかち取つてきていると思つておりますので、そういう意味におきましては、改善例というのは、被告の引き渡しやら何やら結構進んでおりますし、そういうものが私どもの今の立場としてはそうです。

もう一点は、これは集団自衛権とかいろいろものに多分関係してくるんですが、意識としては、だから、そこらところまでずつと広がることまで考えてやつていかないかぬことになるのかなどと思ひますので、これは地位協定だけではなくて、その他もろもろ、日米関係全般にわたつての考え方というのは、戦後レジームという言葉で言へば、そこらの日米関係の中のものというのを全般にわたつて考えていかないかぬ、その中の一つにこの地位協定というものもあるという意識は私もあります。

○細野委員 もちろん、集団的自衛権の問題であるとか、日本の自衛隊の海外派遣の問題も、恒久法はありませんから、いろいろな限界があつて、そういう意味で、日本がアメリカに対してこの問題について意見しにくい、本当に平等な条約かというところかと思うんですが、ただ、私、なぜこれほど改定をタブー視するの

がよくわからないんですね。私もいろいろな話をしたことがあります。確かにアメリカ側はかたいなという印象は持つてゐるんですけども、例えば韓国は一九九一年と二〇〇一年に改正しています。大臣は、運用でうまくやつてゐるとおっしゃるけれども、例えば、同じような基地内の管理権に関しては、韓国側に事前に協議すると書いてあるんです。米韓の地位協定には、ドイツは、ドイツの法律を守れと書いてある。ドイツも何回も改正をしています。

なぜ日本は改正をそれほどタブー視するのか、私、そこがちょっと正直言つて理解できないんですが、外務大臣、なぜそこまでこだわるのか、かたいのかということについて、どういふふうにお感じになつてゐるか、お伺いしたいと思ひます。

○麻生国務大臣 これはいろいろ前例が幾つも幾つもあるんですが、刑事裁判手続というのが一番よく出てくるんですが、これは、一九九五年の刑事裁判手続に関する日米合同委員会というのが必ず出てくるんだと思ひますので、よく御存じのところだと思ひます。それで、起訴前の拘禁移転というのが一番出てくるのでしよう。そここのところも、米軍が駐留してきてゐるのは日本だけじゃありませんかという点は、事実として認めていただければと思つておるのです。

環境問題というのもありまして、例の騒ぎになりました点におきまして、これは二〇〇〇年の九月だつたと思ひますが、環境原則に関する共同発表というのをやっておりますけれども、環境保護のために在日米軍というのは、日本と同じ、もしくは、おたくの法律の方が厳しいときはそつち、うちの方が厳しいときはこっち、その厳しい基準に合わせてやるのよという話やら何やらはそこそこやつてきてゐるんだと思ひますので、これをつけたらと大々手続になるものですか、少なくとも現実的な一番のところは運用の例でかち取つてきてゐるというのが実態なんだと思つております。

○細野委員 地位協定単独で私がここで力んで

も、米軍再編もやっていますし、さまざまな問題があるのは承知しておりますので、せんないことだと思えます。ただ、地位協定の改定というのは、沖縄はもちろんですが、やはり基地問題を抱えている地域の悲願でもあり、我が国が本当に独立をして国家として運営していく中で、こころは私ほどどこか越えなきやらない一線だということに思っています。そのことは強調しておきたいというふうに思います。またやります。

そのほかにも、日米関係をめぐりましてはいろいろ聞きたいことがあつたんですが、きょうはひとつ領海の問題についてお伺いしたいと思えます。

これは通告をしてあるんですが、よく、米軍をめぐりましては、管制権の問題であるとか空域の問題では独立国としてどうなのかという議論があります。ただ、領海の話というのは、実は今まで余り出ていなくて、この数年間、私、海洋上の法律の話をやつていまして、ようやく徐々に成果が出つあるんですけれども、この領海の規定を見て、ああ、これは何とかせなかなというふうに思いましたので、大臣にお伺いをします。

領海法という法律が一九九六年に改正をされておりました。どういう改正かというと、従来は領海というのは三海里にとどまっていたのが、国連海洋法条約ができて十二海里になったということで、その十二海里を国内法に規定したのが領海法の改正なんです。確かに、一条に十二海里にしますというふうに書いてあるんですが、附則がございまして、当分の間、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道及び大隅海峡については三海里にとどめます。各国が十二海里に広げているのに、その部分については日本は三海里にとどめるという、本来は、領海というのは領土に準ずる我が国の領域ですから、当然拡大志向にいくべきところ、拡大志向というか、現状においてしっかりと国際的に認められるのであれば、それを主張するのは当然だと思うんですが、これは三

海里にとどめていまして、当面の間となつていくわけですね。

これは、いろいろな事情があつてそんなのは重々承知しておりますが、大臣、この問題にそろそろ取り組むつもりはないかどうか、お伺いをしたいと思います。

○麻生国務大臣 細目、小松局長の方から、これは経緯等々ありますので答弁をさせていただきます。この話は、この三海里になった経緯や何やら、なかなか難しいです。そういった意味で、これを今すぐこの段階で取り組む意欲があるかといえば、今この段階で直ちに取り組むという考えを持つてはいるわけではあります。

細目につきましては小松局長の方から答弁をさせていただきます。

○小松政府参考人 お答え申し上げます。

我が国は海洋国家でございますし、しかも先進工業国でございますので、このような我が国にとつて、国際交通の要衝である海峡において我が国の商船でございまして大型タンカーなどのなるべく自由な航行を確保するということが、総合的国益の観点からぜひとも必要でございます。

このため、我が国自身も、諸外国が重要な海峡における自由な航行を維持または強化する政策をとることを促す必要があると考えておりまして、国際交通の要衝として諸外国の船舶の航行の用に供せられていてと考えられます特定海峡につきましては、外国船舶の自由な航行を保障することが適切だと考えております。

そこで、委員の御質問にもありました国連海洋法条約、我が国も、平成八年でございしたか、締結をいたしましたので、そこに通過通航制度というものが書いてあるではないかという御趣旨かとも思いますけれども、この通過通航制度につきましては、どのような場合にいかなる形態の通航が許容されるのか、具体的にいかなる形態の通航が許容されるのかについて、国連海洋法条約に詳しい規定もございせんし、国家実行の集積が十分でないた

め、不確定な面があるということから、我が国の安全保障の観点からも慎重に対処をする必要があると当時考えた次第でございまして、このところの判断というのは基本的に現時点においても変わっていないというところでございします。

○細野委員 私、ちょっとまだ全部は調べ切っていないんですが、今おっしゃった、国際海峡に当たるので三海里に制限しているみたいなところが世界じゅうどこにあるか、ちょっと調べかけたんです。そうしますと、確かに、例えば韓国であれば、韓国海峡といまして、朝鮮半島と我が国の対馬、その間が狭いので、そこは十二海里を主張せずに狭めているわけです。これは他国との境界線ですから、当然、そういう配慮がないと公海がなくなつちやいますから、通れないわけですから、こういう問題がある。

ただ、日本は島国ですから全部海峡になるわけですよ。要するに、北海道と本州の間も海峡ですから通つてください、対馬と本州の間もあけておきます。大隅海峡といのは種子島と鹿児島ですから、ほとんど、島といつても、それこそ日本の離島ではなくて、本間に近接する島においてこういう規定を設けているんです。こんなに丁寧に全部あけている国というのは恐らく日本だけだろうというふうに思います。

ちなみに、大臣、ぜひこれから研究していただきたいんですけれども、こういう規定があるんですね。

これは三十八条の一項なんです。海峡が海峡沿岸国の島及び本土から構成されている場合において、その島の海側、つまり、例えば種子島であれば種子島の外側ですね、海側に航行上及び水路上の特性において同様に便利な公海または排他的経済水域の航路が存在する場合には、通過通航権は適用されない。そこは外で通つてくださいということ言えば、これは、そこにそれこそ領海を設定して、通過通航権を設定しませんよと云つても大丈夫だという規定があるんです。

やというのは、これはどこかルールで決めるわけじゃないんです。国際海峡にしてしまつとそれこそそこをあけなきやならないという話になりますから、各国はむしろ、これは国際海峡ではなくて、我が国はそういうふうには解釈していませんと十二海里をとっているわけです。日本だけが全部国際海峡と設定をしてあけていくわけですね。これは私、主権の放棄だと思えます。ですから、海洋法条約をしっかりと検討していただいて、領海法にはきちつと「当分の間、」と書いてあります。当時の議論からするとそのことがわかつています。本当に我が国についてこういう議論がいいのかどうかということの研究していただきたい。

私の危惧は、中国を含めて潜水艦はほとんど日本を周りを回っているわけです。領海に設定されていけば、無害通航ですから、上がつて、旗を上げて通らなければだめなんです。ただ、十二海里を三海里にしてあけておくことによつて、それこそ日本の周りは、北海道と九州の、津軽海峡もそうだし、本州の周りをぐるぐると簡単に回れるわけですよ。こんなことを許している理由は何なのか。

かつては、米軍に守ってもらつて、北を警備してもらわなきやならないとか、そういういろいろな問題があつたでしょう。ただ、もう時代は変わつてきているので、戦後レジームとおっしゃるのであれば、我が国は主権をしっかりと主張して、言うべきことは言う、法律も変えていく、これぐらい麻生大臣だからこそぜひやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。(拍手)

○麻生国務大臣 今のは、御意見としては、これまでの経緯や何やらありますし、今、時代が変わつてきたので、少しは考え方も変えないかぬところもあるのかもしれないけれども、ちよつとこれは、細野さん、今までの長い経緯があるから、拍手ぐらいに乘せられてすぐ変えるなんていうものでないで、それほど軽々しくもないので、検討させていただきます。

○細野委員 確認ですが、御検討いただけるとい

う答弁でよろしいですね。

○麻生国務大臣　すぐ結論が出せるわけではないと思いますが、この経緯を知らないわけではありませぬので、検討させていただきます。

○細野委員　今、安保の戦後レジームについて話をしたんですが、もう一つ、経済的なレジームというものが幾つもありまして、それについて一つだけ質問したいと思います。

日本は、安全保障をある種アメリカに頼りてきて、経済的に成長してきて、一九七〇年、八〇年と一気に駆け上がり、そして一九九〇年前後には日本脅威論というようなことが言われるようになりまして。その典型が経済摩擦だということに思っています。そのときに出てきた負の遺産ともいうべきものに、日本の宇宙開発における、アメリカの三〇一条に基づいて出てきた調達の自由化の話があると私は思っているんです。大臣、これは御存じですか。

日本は非研究開発衛星については調達を自由化してきて、ほとんどアメリカの技術を使っているという理屈はありますが、出てきている文書というのが、きょういただいたんですが、通信の調達を自主的措置として、非研究開発衛星の調達手続、こういう文書がありまして、これは行政調達ですかといった行政調達でもないんですね、国際約束ですかといった国際約束でもないわけなんです。そういうことにおきまして、この自由化をして、自由な分野に限定をして、ここは自由化をして、自由な分野に海外の人も入ってくださいという変な文書がありまして、この法的な位置づけも含めて、これもぜひ明確に、もう一回検討していただきたいと思うんです。済みません、時間もないので舌足らずですが、御理解いただけますよね。要するに、今衛星の分野というのは、これはそれこそ情報通信衛星ですということ、政府調達で限定されるので日本でやりますとか、これは研究衛星です、ですからこれは日本でやっていますというふうなことになるわけですね。一方

で、実用衛星については、調達自由なのでアメリカから全部輸入してきてくださいという話になっているんです。

衛星の分野は完全ボーダーレス化してしまっていて、情報通信衛星もある種そういう偵察的な役割も担うけれども、通信衛星も一部担う。研究開発と銘打っているけれども、そこに安全保障上の措置が入ったりするわけですよ。実用衛星だけ海外から持つてきますというの、全体の衛星のいろいろな運営を考えたら不合理です、一つは。

もう一つは、結局、日本は一年間に数基しか衛星を打ち上げないわけですよ。この技術において、実用衛星の部分海外に開放しているというのは、我が国の宇宙の競争力においては、やはりこの十年間、十数年間の停滞というのは目に余ります。それをもう一度考えていく意味でも、この衛星の分野については、国内調達を各国やっていますから。日本は、そういう技術を持っている企業もあります。

ですから、このわけわからぬ文書をちよっと一回見直していただいて、本当に諸外国と比較してどうなのか、我が国もこれから衛星をどんどんやって宇宙の開発をやっていくとおっしゃっているわけだから、そういうことについてぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○岩屋副大臣　先生は非常にこの分野に詳しい方ではないでしょうか、もう多くは申し上げませんが、御指摘のように、非研究開発衛星の調達手続というのは、平成二年に我が国の自主的措置として政府全体で策定をしたものでござい

ます。そこに至った経緯というのは、これも先生も御承知だと思います、米国においてスパー三〇一条に基づいていろいろ動きがあり、同盟国米国と我が方もいろいろ協議をする必要があったというところ、その背景にはあったわけでございますが、先生御指摘のように、これから宇宙開発について、しっかりと基本法をつくってやろうとい

う流れの中にあるわけでございますから、この分野につきましても、先ほど大臣のお話にもありましたように、新しい状況にどう対応するかということも含めて、これから検討をさせていただきたいと思っております。

○細野委員　大臣、厳密に言うところ、これはアメリカだけに決まらずに該当している項目ではないので、国内措置なんですね。調達でも何でもありませんから、それこそやろうと思えばきょうにでもできます、別に閣議決定も何も要りませんから。ただ一方で、やはり経緯からいうと、アメリカとの関係で、こういう分野において日本がある種一歩引いて、自動車を守る一方で衛星を捨てたと言われていたんです、当時は。そのときのことをしっかりと踏まえると、やはりこれはアメリカにもきちつと合わないかね。

日本は衛星技術をアメリカに頼ることによって、ある意味、経済上のメリットを与えたと同時に、安全保障上アメリカに依存するということに、日本にとってもアメリカにとっても心地よかったです。ただ、中国が衛星破壊もやるようになって、アメリカだけで宇宙開発をやっているのかといえば、むしろ、日本が独自の技術を持って、独自の構想を持ってやっていった方が相互補完的ですよという議論をそろそろアメリカに対してもすべきなんです。これなんかまさに過去の遺産ですからね。

こういうこと一つ一つを整理することを、あえて安倍政権に存在意義があるとすれば、戦後レジームとおっしゃるのであれば、大事であるということをお願いしていることを御理解いただきたいと思っております。

岩屋副大臣も大変この分野に詳しいので、期待をしておりますので、最後をお願いをしておきます。

時間がなくなってきましたので、日中の問題について話を移したいと思います。日中の問題に

レジームがあると思っております、私の基本的な認識は、先ほど前原委員がおっしゃったものと極めて重なります。つまり、日本は中国を侵略したことは間違いないし、その意味で謙虚であるべきだし、歴史認識のようなどころではそれなりの礼節は当然持つべきだけれども、一方で、事国益に直接かかわることについて中国に物を言わない、こういう戦後のあり方については大いに疑問を持っています。

ですから、その部分をしっかりと分けて、国益にかかわることについてはほとんど、しっかりと発言をしていくということ、日本はやるべきだということに思っています。その観点から、一番典型的にこれから問題になってくるのが海洋権益の問題ではないかというふうに思っています。

幾つかちよつと事実関係を指摘しますが、地図を配っておりますので、ちよつとごらんをいただきますでしょうか。大臣、よろしいですか。

これは、役所がよく配っている資料ですので、皆さん多分おなじみだと思っておりますが、左側の線が日本が主張する二百海里、排他的経済水域ですね。右側の線が沖縄トラフという、点々でかいてありますが、これが中国が主張する排他的経済水域です。これが重なり合っているもので、真ん中のガス田をどうするかというところが大変議論になる。

一つだけ、私が極めて憤りを持った例として御紹介をしますと、この真ん中のガス田の中に平湖のガス田というのが左上の方にありますけれども、このガス田に、一九九六年、これは外務省の設定をしている係争水域、つまり中国の排他的経済水域なのか日本の排他的経済水域なのか争いがある。この平湖のガス田において、実は、中国側が採掘を始めたときに、日本は輸送パイプラインの融資までしています。要するに、争っているところにおいて、そこで採掘をされたことに対して融資をしたのが当時の日本なんです。当時の経緯は、こっちは聞いていなかったとかあれの責任だとかいろいろあったようですが、そういう歴史が

して東海及び東シナ海を同一の水域を指す呼称として双方ともに用いてきている。したがって、本口上書においては東海というものを使用した、こういう経緯であったということでございます。

○細野委員 時間が来ていますけれども、副大臣、今は大変な答弁ですよ。東海という呼称を日本は外務省として正式に認めるんですか、それもいいですよ。それが国際的な呼称で、この口上書の中で東海と書いているということは、日本側も東シナ海よりは東海の方が流通していると認めることになりましたよ。本当にいいんですか。

○岩屋副大臣 今お答え申し上げましたように、我が国においても従来海図等において用いられていたということでございますので、何も向こう側の言い分に従ったということではないと御理解をいただきたいと思ひます。

○細野委員 これは、もう時間もないので……

○山口委員長 時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

○細野委員 はい、わかりました。継続でちよつとやりたいと思いますが、副大臣、そういう問題についてはお詳しく、関心を持っていらして問題意識を持っていらつしやる方だと思いますので、ぜひこの問題はもう一回外務省の中でしっかりと検討していただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 細野先生、日本海を東海と言う韓国に対して、とんでもないということをおっしゃることは間違いありませんが、東シナ海を東海と言う例はこれまでもあった、これは私の記憶ですけれども、そうなつておると思ひます。調べますけれども。

○細野委員 少なくとも、我が国において併用されていた、過去の歴史文書においてそういう例が一回か二回あったかどうかは、それは知りません。そういうのはあったんでしよう、私も調べてちよつと読んだことがあります。ただ、我が国のさまざまな地図において東シナ海と書いているわけですよ。国際的にもそちらが適切であると我が国は言ってきたわけですよ。その見解を

ひっくり返すのだとすれば、それは大問題だと私は思ひます。

これは継続してやりたいと思ひますので、時間が来ましたがこれで終わりますが、大臣、最後に、デブリの問題、資料だけ配っておきました。ちよつと御認識が甘いと思ひますので、衛星破壊によつてどんな状態になつていのか写真で載つていますから、問題意識をもう少し持つていただいて、これは宇宙開発の大きな問題ですから、中国に情報公開を求めるのではなくて、衛星破壊なんてとんでもないと。アメリカはもう宇宙

に關しての協力を放棄していますからね。この部分についての外務省のメッセージは非常に弱いとおきますから、その認識をぜひ持つていただきたい。最後にそのことをお願いして、終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○山口委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

まず、在外公館に關する法律の改正について麻生大臣に伺ひます。

大臣は、去年九月に、安倍内閣が発足したちよつとそこですけれども、その後ですが、問ひに答えられました、外務省は大幅な定員増と在外公館の増設を要求しているけれども、人員削減を進める政府全体の方針と矛盾しているというようなことを問われて、それに対して、「日本は軍事力がない分、耳を大きくしないとけない。海外への年間旅行者数は一千七百万人いる。今は邦人の世話だけで、情報収集まで手が回らない」ということを述べられたということで、御記憶だと思ひます。

そこで、大臣は今日の在外公館の役割についてどのように考えていらつしやるか伺ひたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 これはいろいろあると思ひます。情報収集、邦人保護、それから関係促進、いろいろあると思ひますけれども、最近では企業

の支援というの結構ふえてきておる。

例えば、先ほど民主党の方から御質問のあつておりました、いわゆるエネルギーのことに關して言わせていただければ、資源というものを確保していくに当たりましては、私も、例えばコンゴの銅山、あれは日本鉱業がやつていたと思ひますが、騒ぎになつて撤退ということになつておりますけれども、ここは物すごく大きな銅のあれもありますので、そういったものの企業とか工場の保護というののも我々としては大きなところだと思つております。

実質的なマンパワーというのも含めまして、そういったところを含めまして、我々の仕事はかなり今までよりふえてきているというのが実態で、もうこんなところに日本がいるのかということまで日本の方がいらつしやる時代になつておりますので、私はいいことだと思ひますが、それに伴つて、何か起きたときは、PHSが使えるわけじゃない、どこにも連絡ができないということ、現地の兼轄している大使館が行けということになると、隣の国は一番遠いので、一回ロンドンまで上がつてまた下がるとか、パリまで上がつて下がるといふような形でなきや行けないところがすごく多いというのがこの地域における非常に大きな問題だ、私もそんな感じがいたしております。

○笠井委員 私も、仕事の身中という点では大いに考えてもらふ点がいっぱいありますが、必要なことについてはきちつとやるということでの今回の法案というのは私も理解をしております。

昨年の十一月二十二日に、財政制度等の審議會で、平成十九年度予算の編成等に関する建議というところで建議が出ておつて、その中で、今回のことと関連して三点、私は目についたんです。

在米大使館以外の在外公館の手の水準が全体的に高くなつていて、在米大使館との較差の適正化を図るべきであるという点。さらには、任国政府関係者との交流等の外交活動に必要な経費、先ほど来りましたが、この建議の中ではあえて人

脈構築関連経費ということで書いてありますけれども、この仕組みについて、必要な経費は実費で支給する仕組みに可能な限り改めるべきだという点。さらには、在動手当については、公務員人件費の改革の観点から抑制すべきだということも述べられている。

これを受けて、外務省の方でも、外務人事審議會というところで協議も意見も聞かれているということであると思ひますが、私は、この点で、外務省は、一連の建議や意見をやはりいろいろな形で受けとめながら、今後の検討、改善をぜひやっていただきたいというふうに思つております。これは申し上げておきたいと思ひます。

限られた時間ですので、この際、米軍再編に關連して若干の質問をしておきたいと思ひます。

まず、外務省に伺ひますけれども、昨年五月に日米が合意をした、再編実施のための日米のロードマップに基づく具体化について、これまでどのレベルでどんなような協議を日米間でどの程度、何回ぐらいつてきたのか。テーマは何を協議してきたか、進展状況はどうか、それから今後の見通しについて、簡潔で結構ですが、お答えをいただきたいと思ひます。

○岩屋副大臣 日米の外務、防衛当局間におきまして随時緊密に協議を行つておりますが、先生お尋ねの協議の日程、回数の一々については、米側との関係もございまして、お答えは差し控えさせていただきますと思ひます。

その上で申し上げますと、審議官級での協議につきましては、直近では本年二月に開催をしております。この二月の審議官級の協議におきまして、在日米軍の兵力態勢の再編の実施、日米の役割、任務、能力及び弾道ミサイル防衛協力等につきまして、これまでの成果及び進捗状況について意見交換を行ったところでございます。

また、協議の具体的な詳細につきましては、お答えを差し控させていただきますと存じます。

○笠井委員 私は、さきの予算委員会でも総理にも質問をしたんですが、米軍再編全体に係る日本側

の経費負担という点について言うと、総額については、議論が始まってから一年もたちましたが、まだ言えないということで、いまだに具体的に申し上げる段階ではない、所要の経費は精査をして、鋭意検討を進めて、できるだけ早い段階で、早期に明らかにしていきたいということで答弁がされました。

これから幾らかかるかも、全体像も明らかにならないままに、お金は出します、仕組みはつくりますということで今度も法案が出ているわけですが、これでは国民は納得しないということだと思ふんです。

他方で、米軍再編については、負担軽減ということがさんざん、大きなテーマになるということで、大きな目的と言われながら、新たな基地強化ということも実際に起こっている。そして、依然、基地による負担が沖縄でも全国でも負わされているという現実があると思います。

そこで、防衛施設庁に伺いますけれども、米軍にかかわる事件、事故、被害のことなんですが、最近の五年間でとって、二〇〇一年、平成十三年からの五年間で一体どれぐらいのそういう事柄が起こっているのか。それから、平成十八年ということではまだ終わっておりませんけれども、現時点、最新の時点で、総件数で結構ですが、今年度については全国で何件ぐらい起こっているのか、お答えいただきたいと思ふいます。

○北原政府参考人 笠井先生にお答えを申し上げます。私ども防衛施設庁が補償業務を所掌する上で知り得ております御指摘の米軍の事件、事故でございしますが、平成十三年度は七百三十三件、十四年度が千九百四十四件、それから平成十五年度が二千七十九件、これが最近ではピークになっておりますが、十六年度が千八百六十六件、十七年度が千七百五十五件となっております。そして、十八年度につきましては、本年一月末現在の数字でございしますが、千二百七十件となっております。ちなみに、これらの約九割が交通事故になって

おります。

○笠井委員 交通事故も含めて毎年千七百件から二千件ということで、一定のことはあります。二千件というところで、一定のことはあります。が、高い水準が続いている。しかも、その中には、私もいろいろ調べてみましたが、そして報道でもされておりますが、米兵、軍属による横須賀での女性の殺害、それから傷害致死の事件、女性への暴行未遂。それから、八王子では小学生に対するひき逃げという事件がありました。それから、佐世保では殺人未遂やひき逃げ、沖縄でも強盗とか、まさに人命にもかかわるような事件、事故もたくさん起こっている。

さらに、沖縄での米軍戦闘機の墜落、全国各地での米軍機からの照明弾の発射とか模擬弾の落下とか、それから米艦船の油漏れの問題という形で、重大な問題がたくさん含まれていると思ふいます。

これは、今、掌握する項目があるということですが、それは地位協定の関係だと思ふんですが、それ以外にも、米軍の訓練に伴って言えば、基地周辺の住民生活にかかわるさまざまな被害が発生をしていると思ふいます。

例えば沖縄では、ことしに入ってから、キャンプ・シュワブでの早朝からの射撃訓練で爆発音がとどろく。それから、入試中にC5ギャラクシーが、大学側の自衛要請があつただけけれども騒音をまき散らすということがありました。それから、米兵が国道に銃口を向けたら、ダムから一万六千発という米軍の弾薬類が回収をされるということが起こっているわけです。

これは、防衛施設庁が外務省、いずれかで結構ですけれども、こうした米軍基地に伴うさまざまな事件、事故、被害について、米側に對してどういう場で問題にして、そしてどのような提起をしているのか、これを伺いたいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○西宮政府参考人 お答え申し上げます。在日米軍は、我が国の防衛を初めとする日米安保条約の目的達成のために我が国に駐留しており

ますが、その活動に関連し、または米軍関係者により事件、事故が発生していることは遺憾に考えております。

このような事件、事故が発生した場合の対応につきお尋ねでございますが、外務省より米側に對し、累次の機会をとらえ、遺憾の意とともに、関係者の綱紀粛正、事件、事故の原因究明、再発防止の徹底などについて申し入れていくわけでございます。

○笠井委員 遺憾である、当然大変なことです。から、遺憾なのは当然なんです。そして必要な申し入れをその都度やっていると、綱紀粛正と再発防止ということを言われているわけですが、しかし実際は、なくなるところか、先ほどもありました、高い水準で続いて繰り返されているということとあります。

そういう点でいいますと、今、安保の目的達成ということとで言われて、それが前提だと言われたんですが、これは、そうなること、達成するためには運用だ、運用のことでは、やはり訓練とかそういうことはまた別問題だということをよく政府は議論を言われます。しかし、実際には、被害を受ける住民にとっては同じことになるわけですね。

低空飛行も、本土でもふえております。そして、住宅地の上空でもそういうことが行われるという認識で、私もうるる最近の事態も見てみましたが、ことし起きた沖縄における米軍の事故あるいは被害などを見ても、やはり政府自身が被害を受ける住民の声を本心に受けとめて、真剣にどこまでやっているのかという点でいうと、誠実さが問われる問題が起こっていると思ふんです。

米軍ヘリが空中輸送していた廃車を落下する、これに對しては、これは安保の目的達成のために必要だということを施設庁の次長が言われる。それから、パラシュート降下訓練があると、基地使用目的としての形態に反しない限りは訓練の実施

は排除しないんだ、住民に銃口を向けると、反射的に周りを警戒する軍人の習性だというようなことで、防衛大臣は習性という問題とされる。

そこで、大臣に伺いたいんですが、安保ということとで、我々は、安保は破壊だ、基地撤去ということこそ主張していますが、今問題になっているのは、そういう中でも、実際に安保が必要だ、あるいは基地が必要だと言われる中でも、こういうことが多発をし、運用という中でこういうことが起こっているということでありまして、一体これでもいいのかということですね。

F15の訓練移転がされた築城で、三月五日から始まったということですが、しかし、沖縄でいうと、では騒音が下がるかというところ化して、そして最悪レベルで、移転効果がないじゃないか、F22がまたやっていると話が出てくるわけでありまして、やはり、沖縄でもそういう新たな被害、あるいはこれが依然としてある。そして、米軍再編が進めばこれが全国にもさらに展開をするということで、被害が当然広がってくるというわけですね。

大臣御自身も、これは負担軽減ということが大きな問題なんだと言われてきたわけですので、実際に、こういう被害の問題、事件、事故、被害の問題についても、やはり米側に對して、直接抜本的な対策がこころで必要なんじゃないか。これまでも個々には言ってきたけれども、なかなか直らない、綱紀粛正というけれども繰り返されている、どうするんだということで、やはり問題提起をされるべきじゃないか。

今後2プラス2もあるやにも聞きますが、そういう場合も含めてきちつとやはり物を言うべきじゃないかと思ふんですが、大臣、いかがでしょうか。

○岩屋副大臣 後から大臣からも一言いただきましたと思ふますが、先生おっしゃるように、私も、もうやって事件、事故が多発するということとは非常に遺憾に思っておりますのでございまして、外務省といたしましては、例えば沖縄におき

ましては、外務省が事務局を務めまして、国、米軍、沖縄県、関係市町村等の関係者で構成する事件・事故防止のためのワーキングチーム、これを開催して、米軍人等による公務外の事件、事故を未然に防止するための具体的な措置を議論する等の取り組みを行っておりますが、さらにこういう取り組みを強化していきたい、こう思っているところでございます。

○麻生国務大臣 笠井議員の御指摘のあったとおり、何となく、この種の事故があるがために、抑止力に頼っている日本として、そちらの方に対する不満が起き上がるというのは、結果として抑止力を下げるということになりかねませんので、私どもとしては、この種の事故が起きないようにということにしましては、関心が非常に高いところでもありますので、住民の意識もさることながら、全体として、これによって全体の理解なりまた協力なりというのが減る方向になっていくというのは、これはいいことになりませんので、住民の気持ちは当然のこととして、その点も含めて、あわせて、この種のことにしましては米軍とさらに詰めていかねばならぬと思っております。

○笠井委員 大臣御自身もしかるべきところできちつと物を言われるということでもよろしいですか。

○麻生国務大臣 そのように御理解いただいて結構です。

○笠井委員 副大臣、沖縄で三者でやられているというのは私も承知しています。しかし、そういうことを努力していても、なかなかやはり実際には事態が打開されないということでありまして、大臣、抑止力のためということで、その点からとも言われましたが、私は、それで抑止力ということを一方向で言われて説明されても、大臣も言われましたけれども、やはり国民に対してはそれじゃ説明がつかないという事態が実際あるわけです。

その点はやはり、米軍の運用ということで優先するというような姿勢、運用だから仕方がないという

かというんじやなくて、ここはきちつとそこにも切り込んで、やはり米側に對してもきちつと物を言う、これをきちつとやはり解決する。人命の問題がかかわっていますし、日々の生活ですから、安保の是非とかということは別にしても、ここはきちつとやるべきだということを重ねて申し上げて、質問を終わります。

○山口委員長 次に、照屋寛徳君。

○照屋委員 社民党の照屋寛徳です。ただいま議題となり、審議中の法案については、社民党は賛成の立場であります。

法案に関して、二、三質問をいたします。外務省の資料によると、平成十八年十二月現在の在外公館数は百八十九、そのうち国有事務所は七十となっており。当然のことながら、国有以外の在外公館については賃貸借だ、こう理解してよろしいでしょうか。

○岩屋副大臣 照屋先生には、まず、法案に御賛同いただきまして、心から御礼を申し上げます。

今お尋ねの在外公館施設の数でございますが、平成十九年三月現在で、在外公館の総数は百八十九でございます。このうち国有施設は、在外の場合はその事務所、大使館と大使公邸と二種類あるわけでございますが、国有の事務所が七十一カ所、それから公邸の方は百十七カ所、これが国有施設ということになっております。

したがって、先生お尋ねの、それ以外は借り上げ物件と理解してよいかというお尋ねでございますが、そのとおりでございます。

○照屋委員 私は、平成十七年九月二十一日に在日米国外務省大使館敷地の賃料に関する質問主意書、同年十月十三日に再質問主意書を提出しました。私の質問主意書及び再質問主意書に対する政府の答弁書で明らかになったことと関連して尋ねます。

米国は平成十年分以降の国有地である大使館敷地の賃借料を支払っていないという答弁でしたが、その後、大使館の敷地賃借料は支払われたの

でしようか。支払われたのであれば、その年月日を明らかにしてください。

○藤岡政府参考人 お答え申し上げます。

平成十年分以降の賃付料につきましては、現在、日米間で鋭意交渉中でございますが、合意に至っておらず、したがって支払っておられません。

○照屋委員 在日米国外務省大使館敷地の敷地として国が賃貸しているのは約一万三千平米、およそ四千坪であります。賃借料は現在、年間幾らでしょうか。

○藤岡政府参考人 お答え申し上げます。在日米国外務省大使館敷地に係ります賃付料につきましては、昭和五十八年分から平成九年までの賃借料は年額約二百五十万円でございます。

○照屋委員 約四千坪で年間約二百五十万円です。一坪当たり年間約六百円なんです、あんな一等地で。しかも、近くにあるイギリス大使館のおよそ五分の一なんです。それでもアメリカは平成十年から払っていない。とんでもないことだと思います。これじゃ、まるで未納大国だと私は思います。

大使館の賃借料については、私の質問主意書に對して政府は、「我が国の民法が適用される。」と答弁している。当然でしょう。しからば、消滅時効は何年ですか。

○藤岡政府参考人 在日米国外務省大使館敷地に係る賃借契約は、米国外務省から賃付料を受け取り日本の国有地を貸し付ける契約でございます。我が国の民法が適用されるのでございます。

本件賃付料につきましては、民法第六百九条の定期給付債権に当たることから、消滅時効は五年でございます。

○照屋委員 平成十年から未払いで、消滅時効五年、それじゃ、不払い、逃げ得じゃないか。

時効中断の手続はとっているんですか。

○藤岡政府参考人 お答え申し上げます。法令の規定により、国が納入の告知を行うことで賃付料の消滅時効は中断することができ、その

方法で、通常、納入告知書の送付により行っているところでございます。

本件につきましても同様に納入告知書を送付いたしまして時効中断措置を講じているところでございます。

○照屋委員 それはおかしいよ。民法が適用されるんでは。皆さん本気で、納入告知書や督促状を送っただけで法的に時効中断が可能だと思っていられませんか。お答えください。

○藤岡政府参考人 会計法第三十二条の規定によりまして、法令の規定により、国が納入の告知は、民法百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有するものとされているところでございます。

○照屋委員 本件契約には解除条項というのはあるんでは。藤岡政府参考人 解除条項はございません。

○照屋委員 支払い交渉に当たると主務官庁は、外務省ですか、財務省でしょうか。

○藤岡政府参考人 平成十七年十月の照屋議員に對します答弁書におきましても申し上げておるところでございますが、支払い交渉に当たっております主務官庁は、外務省及び財務省でございます。

○照屋委員 それじゃ、大臣、今聞いておったと思いますが、年間坪当たり六十六円、しかも、英国外務省の約五分の一、平成十年以降全く払わぬで、支払い督促をしても払わぬ。これ、どうするんですか。私は、さっき未納大国だと言いましたが、いかなる理由があるにせよ、こういう状態はよくないと思うんです。

しかも、私が質問主意書を出してから約二年たつて、いまだに払わぬ。どんな逃げ口上か知りませんが、酢のコンニャクだのと言って払わなければ済むという問題じゃないと思うんですよ。それで、これは、支払い交渉は財務省だけではなくて外務省も主務官庁だということ。しからば、外務省はどのような具体的な対応をしているのか。私は、なぜこのようにことを質問するかという

と、我が国の在外公館については、ちゃんと適正な賃料に基づいて諸外国で賃借をしている。一方のアメリカは、こんな一等地の、約四千坪、一万三千平米の賃料も払わぬ。これだけじゃないんです。なぜ私が怒るかという点、沖縄で爆音被害で苦しんで、国と裁判して、損害賠償を勝ち取る。この賠償金についても、地位協定に基づく分担金をアメリカは一切払わない。結果、被害を受けるのも県民、国民。結果的に税金で県民、国民が負担をする。そういうことは、私は、主権国家、独立国家としてあってはいけないと思います。

最後に、麻生大臣の見解をお聞きいたします。

○麻生国務大臣 未納大国、昔、未納三兄弟と言われたことがありますので、その言葉を久しぶりに思い出したかもしれません。これは明らかに公平さを欠いておられるので、私どもも、今御指摘にありましたけれども、十何年分に関しましてたまっておるといふこの経緯がどういふ経緯なのかもちよつとつまびらかにしておりませんので、きちんと調べました上で鋭意交渉をいたしたいと思ひます。

○照屋委員 終わります。

○山口委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○山口委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○山口委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、三原朝彦君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主

党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。山中樺子さん。

○山中委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提案者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

解決への目途が見えない北朝鮮やイランの核問題、混迷し続けるイラク情勢等、国際情勢は不透明さを増しており、これら問題解決の遅れは更なる地域の不安定化を招来することになる。今、我が国に求められるのは国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、これら諸問題に毅然と対応する外交力である。そのためにも、我が国が外交を担う外務省の体制強化と危機管理体制の抜本的改革が急がれる。他方、今日、我が国経済は回復基調にあるものの、財政事情は依然として厳しく、国家公務員定員純減に向けた取組みの着実なる実施が求められている。外務省においては組織改革や手当の見直しに際し、こうした国内事情を重く受け止めるとともに、とりわけ外務公務員の手当に向けられる国民の声に真摯にこたえていく必要がある。これらを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一 外務省においては、国際社会の諸問題に的確に対応し、国益を重視した外交を遂行するため、外交体制強化に向けた組織改革を不断に推し進めること。
一 我が国外交の最前線基地である在外公館等の新設に関しては、我が国の国益と相手国との相互主義の原則等を踏まえ、戦略的にその増強・整備に当たること。
一 在外公館においては、大規模自然災害や犯

罪・テロ等の緊急事態における在外邦人に対する迅速かつきめ細やかな支援を可能とするため、危機管理体制の機能拡充に努めること。

一 情報の収集・分析体制の強化のため、情報収集等に要する経費の充実及び人材の確保に努めること。

一 我が国の厳しい財政事情を厳粛に受けとめ、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講ずること。

一 在勤手当については、国内の財政状況や外交活動を推進する上での必要性を踏まえ、民間企業、諸外国の外交官の給与・手当の水準及び各任地の事情に鑑み、為替・物価等の変動が反映される形で客観的に算出されることにより、必要に応じて在勤手当全般にわたる内容の見直しを行うこと。

一 在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。
右決議する。

以上でございませう。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○山口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、外務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。外務大臣麻生太郎君。

○麻生国務大臣 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を可決いただきましたこと、ありがとうございます。

外務省といたしましたし、ただいまの附帯決議の御趣旨を踏まえつつ、今後とも外交実施体制の強化を図り、種々の外交課題に全力で取り組んでまいり所存であります。

○山口委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山口委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時十二分散会

平成十九年四月三日印刷

平成十九年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F